

官報 号外

昭和五十年四月二十五日

第七十五回国会 参議院会議録 第十一号

昭和五十年四月二十五日(金曜日)

午前十時七分開議

○議事日程 第十一号

昭和五十年四月二十五日

午前十時開議

第一 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めめるの件(衆議院送付)

第二 関税及び貿易に関する一般協定の議許表の変更に関する第二確認書の締結について承認を求めめるの件(衆議院送付)

第三 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案(衆議院提出)

第四 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

昭和五十年四月二十五日 参議院会議録第十一号

一、国家公務員等の任命に関する件
以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

岩動道行君から海外旅行のため来る二十七日から九日間、大鷹淑子君から海外旅行のため明二十六日から十一日間、中山太郎君から海外旅行のため明二十六日から十二日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、公共企業体等労働委員会委員に隅谷三喜男君、舟橋尚道君を任命することについて、

本院の同意を求めてまいりました。

まず、舟橋尚道君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、これに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、隅谷三喜男君の任命について採決いたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 千九百七十一年

の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

日程第二 関税及び貿易に関する一般協定の議許表の変更に関する第二確認書の締結について承認を求めめるの件

(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長二木謙吾君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月二十八日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書を、同議定書中の食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書に別紙の留保を付して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

別紙

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する

小麦貿易規約及び食糧援助規約

三二七

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結に
いて承認を求めの件外一件

三二八

小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書中の食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書第三条の規定に関する日本国政府の留保

日本国政府は、米(非締約国である開発途上にある国において生産されたものを除外しない。)の形態で又は受益国が要請する場合には農業物資の形態で援助を供与することによりこの議定書第三条の規定に基づく義務を履行する権利を留保する。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書

前文

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する規約の有効期間の延長に関する議定書を作成する会議に参加した政府は、

千九百四十九年の国際小麦協定が千九百五十三年、千九百五十六年、千九百五十九年、千九百六十二年、千九百六十五年、千九百六十六年、千九百六十七年、千九百六十八年及び千九百七十一年に修正され、更新され又はその有効期間が延長されたことを考慮し、

千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百七十一年の食糧援助規約の二の別個の法的文書で構成される千九百七十一年の国際小麦協定が千九百七十四年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書及び千九百七十一年の食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書を作成した。

千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書

この議定書の締約国政府は、

千九百七十一年の国際小麦協定中の千九百七十一年の小麦貿易規約(以下「規約」という。)が千九百七十四年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百七十五年六月三十日まで、この議定書の締約国の間で引き続き効力を有する。ただし、千九百七十五年六月三十日前に小麦を対象とする新たな国際協定が効力を生ずる場合には、この議定書

は、その新たな協定の効力発生の日の前日までに限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定

規約の次の規定は、千九百七十四年七月一日以後適用されない。

(a) 第十九条(4)

(b) 第二十二條から第二十六條まで

(c) 第二十七條(1)

(d) 第二十九條から第三十一條まで

第三条 定義

この議定書において「政府」というときは、欧州経済共同体(以下「共同体」という。)を含む。したがって、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言というときは、共同体については、その権限のある当局が共同体の名において行う署名及び暫定的適用宣言並びに共同体の制度上の手続により国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託を含む。

第四条 会計

第七条(1)(b)の規定に基づいてこの議定書に加入する加盟輸出国又は加盟輸入国の最初の分担金の額は、当該加盟国に配分される票数及び当該取得年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該取得年度における他

の加盟輸出国及び加盟輸入国の分担金の額は、変更しない。

第五条 署名

この議定書は、千九百七十四年四月二日から四月二十二日まで、ワシントンにおいて、規約の締約国政府及び千九百七十四年四月二日において暫定的に規約の締約国とみなされる国の政府並びに国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であり、かつ、規約の付表A又は付表Bに掲げられている国の政府による署名のために開放しておく。

第六条 批准、受諾、承認又は締結

この議定書は、各署名政府により、それぞれ自国の憲法上又は制度上の手続に従って批准され、受諾され、承認され又は締結されなければならない。批准書、受諾書、承認書又は締結書は、千九百七十四年六月十八日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第七条 加入

(1) この議定書は、次の加入のために開放しておく。
(a) 千九百七十四年六月十八日までに、同日に

おいて規約の付表A又は付表Bに掲げられて
いる加盟国の政府が行う加入。もつとも、理
事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた
政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長
を認めることができる。

(b) 千九百七十四年六月十八日後に、国際連
合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟
国の政府が行う加入。ただし、加盟輸出国が
投する票の三分の二以上及び加盟輸入国が投
する票の三分の二以上による議決で理事会が
適当と認める条件に従うものでなければなら
ない。

(2) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託
することによつて行う。

(3) 規約及びこの議定書の実施上、規約の付表A
に掲げる加盟国又は付表Bに掲げる加盟国とい
うときは、理事会が定める条件で政府が規約に
加入した加盟国及び(1)(b)の規定に従つて政府が
この議定書に加入した加盟国も、該当する付表
に掲げられているものとみなす。

第八条 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言をア
メリカ合衆国政府に寄託することができる。その
他の政府でこの議定書に署名する資格を有するも
の又は加入の申請が理事会によつて承認されたも

のも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄
託することができる。その宣言を寄託する政府
は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、か
つ、暫定的にこの議定書の締約国政府とみなされ
る。

第九条 効力発生

(1) この議定書は、第六条から前条までの規定に
従い批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは
加入書又は暫定的適用宣言を千九百七十四年六
月十八日までに寄託した政府の間で、次の日に
効力を生ずる。

(a) 規約の第三条から第九条まで及び第二十一
条の規定以外のすべての規定については、千
九百七十四年六月十九日

(b) 規約第三条から第九条まで及び第二十一条
の規定については、千九百七十四年七月一日
もつとも、千九百七十四年六月十八日まで
に、付表Aに定める票数の六十パーセント以上
の票を有していた加盟輸出国及び付表Bに定め
る票数の五十パーセント以上の票を有していた
加盟輸入国を代表する政府(同日において規約
の締約国であつたとしたならばそのような票を
有することとなる政府を含む。)が、批准書、受
諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定
的適用宣言を寄託することを条件とする。

(2) この議定書は、この議定書の関係規定に従い
千九百七十四年六月十九日後に批准書、受諾
書、承認書、締結書又は加入書を寄託する政府

については、その寄託の日に効力を生ずる。た
だし、そのような政府については、この議定書
のいずれの部分も、(1)又は(3)の規定に基づいて
他の政府について効力を生ずるまでは、効力を
生じない。

(3) この議定書が(1)の規定に基づいて効力を生じ
なかつた場合には、批准書、受諾書、承認書、
締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既
に寄託した政府は、この議定書が批准書、受諾
書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的
適用宣言を既に寄託した政府の間で効力を生ず
ることを合意によつて決定することができる。

第十条 寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この
議定書の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定
的適用、これへの加入、規約第二十七条の規定に
従つて受領した通告並びに規約第二十八条の規定
に従つて受領した宣言及び通告をすべての署名政
府及び加入政府に通告する。

第十一条 この議定書の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定に基
づく登録のため、この議定書の確定的効力発生の
後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対
し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語
によるこの議定書の認証謄本を送付する。この議
定書の改正も、同様に通報する。

第十二条 前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協

定の有効期間を延長するための議定書の前文を含
む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権
限のある当局から正当に委任を受け、その署名に
対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

この議定書は、英語、フランス語、ロシア語及
びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、
アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署
名国、各加入国及び理事会の事務局長に対し、そ
の認証謄本を送付する。

アルジェリアのために

アルゼンティンのために

アレハンドロ・オルフィラ

千九百七十四年四月十九日

オーストラリアのために

パトリック・ショー

千九百七十四年四月十八日

オーストリアのために

アルノ・ハルイーザ

千九百七十四年四月十八日

バルバドスのために

ベルギーのために

ワルター・ロリダン

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結についで承認を求めるの件外一件

三三〇

千九百七十四年四月二十二日

ボリヴィアのために

ブラジルのために

C・ディニス

千九百七十四年四月二十二日

ブルガリアのために

カナダのために

M・カデュー

千九百七十四年四月十九日

中国のために

コロンビアのために

コスタ・リカのために

キューバのために

ワシントン 千九百七十四年四月十九日

ヴァインセント・ブセク

デンマークのために

C・U・ハクストハウゼン

ワシントン 千九百七十四年四月二十

二日

ドミニカ共和国のために

エクアドルのために

アルベルト・ケヴェド||トロ

千九百七十四年四月二十二日

エジプトのために

エル・サルヴァドルのために

欧州経済共同体のために

ハンス・オットー・クラッグ

千九百七十四年四月二十二日

フィンランドのために

レオ・トゥオミネン

千九百七十四年四月十七日

フランスのために

ジャック・コシュエウス||モリゼ

ワシントン 千九百七十四年四月二十

二日

ドイツ連邦共和国のために

ハンス・H・ネーベル

千九百七十四年四月二十二日

ギリシャのために

ドクター コンスタンティン・P・パナヨ

タクス

千九百七十四年四月二十二日

グアテマラのために

インドのために

トリロキー・ナート・カウル

千九百七十四年四月十七日

インドネシアのために

イランのために

イラクのために

ドクター サリム・マンストール

千九百七十四年四月二十二日

アイルランドのために

J・G・モロイ

千九百七十四年四月二十二日

イスラエルのために

M・ナヴェ

千九百七十四年四月十九日

イタリアのために

エジディオ・オルトーナ

千九百七十四年四月二十二日

日本国のために

安川社

千九百七十四年四月十九日

ケニアのために

L・O・キビンゲ

千九百七十四年四月十九日

大韓民国のために

咸秉春

千九百七十四年四月二十二日

クウェイトのために

レバノンのために

リビアのために

ルクセンブルグのために

ジャン・ワグネル

ワシントン 千九百七十四年四月二十

マルタのために

二日

モリシヤスのために

ビエール・ギ・ジラル・バラシ

千九百七十四年四月八日

メキシコのために

モロッコのために

オランダ王国のために

R・B・ファン・リンデン

千九百七十四年四月二十二日

ナイジェリアのために

ノールウェーのために

S・Ch・ソンメルフェルト

千九百七十四年四月二十二日

パキスタンのために

ヤクープ・カーン

千九百七十四年四月十七日

パナマのために

ペルーのために

ポルトガルのために

ジョアン・アル・テミード

千九百七十四年四月十八日

サウディ・アラビアのために

南アフリカのために

J・S・F・ボッサ

千九百七十四年四月十九日

スペインのために

ホアキン・セルヴィーノ

千九百七十四年四月二十二日

スリ・ランカのために

スウェーデンのために

千九百七十四年四月九日

レイフ・レイフランド

スイスのために

千九百七十四年四月二十二日

F・シュニーター

批准を条件として

シリア・アラブ共和国のために

トリニダード・トバゴのために

キュスパート・ジョセフ

千九百七十四年四月十八日

テュニジアのために

ヘッダ

千九百七十四年四月十九日

トルコのために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

A・ドブリニン

千九百七十四年四月二十二日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国のために

ピーター・E・ラムズボトム

ワシントン

千九百七十四年四月二十二日

アメリカ合衆国のために

J・フィル・キャンベル

千九百七十四年四月二十二日

ウルグアイのために

ヴァチカン市国のために

ジャン・ジャド

千九百七十四年四月二十二日

ヴェネズエラのために

アンドレス・アギラール・M

千九百七十四年四月二十二日

千九百七十一年の食糧援助規約の有効期間

の延長に関する議定書

この議定書の締約国は、

千九百七十一年の国際小麦協定中の千九百七十

一年の食糧援助規約(以下「規約」という。)が千九百七十四年六月三十日に効力を失うことを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百七十五年六月三十日まで、この議定書の締約国の間で引き続き効力を有する。ただし、千九百七十五年六月三十日前に食糧援助を対象とする新たな協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな協定の効力発生の日の前日までに限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定

規約第二条(1)から(3)まで、第三条(1)及び第六条から第十四条までの規定は、千九百七十四年七月一日以後適用されない。

第三条 国際食糧援助

(1) この議定書の締約国は、開発途上にある国に對する食糧援助として、人間の消費に適する小麦、粗粒穀物若しくはこれらを原料とする産品であつて受け入れられる銘柄及び品質のもの又はこれらに代わる現金を、(2)に定める量を年間最小限度量として、拠出することを合意する。

(2) この議定書の各締約国の年間最小拠出量は、次のとおり定める。

オーストラリア 二二五、〇〇〇

カナダ 四九五、〇〇〇

フィンランド 一四、〇〇〇

日本国 二二五、〇〇〇

スウェーデン 三五、〇〇〇

スイス 三三、〇〇〇

アメリカ合衆国 一、八九〇、〇〇〇

(3) この議定書の実施上、第五条(2)の規定に従つてこの議定書に署名し又は第七条中の該当する規定に従つてこの議定書に加入した国は、第五条又は第七条の關係規定に従つて定められる当該国の最小拠出量とともに(2)に掲げられているものとみなす。

第四条 食糧援助委員会

前条(2)に掲げる国及びこの議定書の締約国となるその他の国で構成する食糧援助委員会を設立する。同委員会は、議長一人及び副議長一人を任命する。

第五条 署名

(1) この議定書は、千九百七十四年四月二日から四月二十二日まで、ワシントンにおいて、アルゼンティン、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本国、スウェーデン、スイス及びアメリカ合衆国の政府による署名のために開放しておく。ただし、その署名は、この議定書及び千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書の双方への署名を条件とする。

(2) この議定書は、また、千九百六十七年の食糧

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件外一件

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結に
いて承認を求めるの件外一件

三三三

援助規約又は千九百七十一年の食糧援助規約の締約国である国及び暫定的に千九百七十一年の食糧援助規約の締約国とみなされる国で(1)に掲げられていないものによる署名のため、同一の条件で開放しておく。ただし、当該国の提出量が千九百六十七年の食糧援助規約又は千九百七十一年の食糧援助規約において同意した提出量以上であることを条件とする。

第六条 批准、受諾、承認又は締結

この議定書は、各署名国により、自国の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され又は締結されなければならない。ただし、各署名国が千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書をも批准し、受諾し、承認し又は締結することを条件とする。批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名国に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第七条 加入

(1) この議定書は、第五条に規定する国による加入のために開放しておく。ただし、その加入は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書への加入を条件とするものとし、かつ、第五条(2)に規定する国については、その提出量が千九百六十七年の食糧援助規

約又は千九百七十一年の食糧援助規約において同意した提出量以上であることを条件とする。この(1)の規定に基づく加入書は、千九百七十四年六月十八日までに寄託する。もつとも、食糧援助委員会は、同日又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

(2) 食糧援助委員会は、国際連合、その専門機関

又は国際原子力機関の加盟国の政府が、同委員会の適当と認める条件により、提出国としての議定書に加入することを承認することができる。ただし、その政府が千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書の締約国となつていない場合には、同時に同議定書に加入することを条件とする。

(3) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによつて行ひ。

第八条 暫定的適用

第五条に規定する国は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書の暫定的適用宣言を寄託することを条件として、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他の国で加入の申請が承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。ただし、その国が、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書の締約国となつておらず、かつ、同議定書の暫定的適用宣言を寄託していない

場合には、同議定書の暫定的適用宣言を寄託することを条件とする。暫定的適用宣言を寄託する国は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、かつ、暫定的にこの議定書の締約国とみなされる。

第九条 効力発生

(1) この議定書は、批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託した国の間で、次の日に効力を生ずる。

(a) 規約第二条及びこの議定書の第三条の規定以外のすべての規定については、千九百七十四年六月十九日

(b) 規約第二条及びこの議定書の第三条の規定については、千九百七十四年七月一日

もつとも、第五条(1)に掲げるすべての政府が、千九百七十四年六月十八日までに批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書が効力を生じていることを条件とする。この議定書は、その効力発生の後に批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託する他の国については、その寄託の日に効力を生ずる。

(2) この議定書が(1)の規定に基づいて効力を生じた場合には、千九百七十四年六月十九日までに批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した国は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間

の延長に関する議定書が効力を生じていることを条件として、この議定書が批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した国の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができるものとし、また、事情により必要と認める他のすべての措置をとることができる。

第十条 寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この議定書の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定的適用並びにこれへの加入をすべての署名国及び加入国に通告する。

第十一条 この議定書の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定に基づき登録のため、この議定書の確定的効力発生の後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証謄本を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

第十二条 前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間を延長するための議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

この議定書は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国及び各加入国に対し、その認証謄本を送付する。

アルゼンティンのために

アレハンドロ・オルフィラ

千九百七十四年四月十九日

オーストラリアのために

パトリック・ショー

千九百七十四年四月十八日

ベルギーのために

カナダのために

M・カデー

千九百七十四年四月十九日

デンマークのために

欧州経済共同体のために

フィンランドのために

レオ・トウオミーン

千九百七十四年四月十七日

フランスのために

ドイツ連邦共和国のために

アイルランドのために

イタリアのために

日本国のために

第三条の規定に関する留保を付して

安川壯

千九百七十四年四月十九日

(別紙)

日本国政府は、米(非締約国である開発途上にある国において生産されたものを除外しない。)の形態で又は受益国が要請する場合には農業物資の形態で援助を供与することによりこの議定書の第三条の規定に基づく義務を履行する権利を留保する。

ルクセンブルグのために

オランダ王国のために

ノールウェーのために

スウェーデンのために

レイフ・レイブランド

千九百七十四年四月十七日

スイスのために

千九百七十四年四月二十二日

F・ジュニーター

批准を条件として

千九百七十一年の規約のすべ

での締約国が従来と同一の条件

で参加することを期待して署名

する。

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

アメリカ合衆国のために

J・フィル・キャンベル

千九百七十四年四月二十二日

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

関税及び貿易に関する一般協定の議許表の更

関税及び貿易に関する一般協定の議許表の変更に関する第二確認書

締約国団が千九百六十八年十一月十九日に議許表の修正及び訂正のための手続に関する決定(以下「決定」という)を採択したので、

(i) 一般協定に附属する若干の議許表について誤りを訂正し及び修正を記録すること並びに

(ii) 決定第五項の規定に従って南アフリカ、イスラエル及びマライの総合議許表を作成すること

が希望されているので、

この確認書の附属書に規定する変更に関して、決定第三項の手続がとられたので、

ここに次のことが確認される。

(i) 一般協定の議許表は、附属書Aに規定する全く形式的性質の訂正又は一般協定第二条6、第十

更に関する第二確認書の締結について承認を

求める件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月二十八日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

関税及び貿易に関する一般協定の議許表の変更に関する第二確認書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定の議許表の変更に関する第二確認書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結についで承認を求めるの件外一件

三三四

八条、第二十四条、第二十七条若しくは第二十八条の規定に基づいてとられた措置の結果として生じた修正を反映するために変更されること。

附屬書Bの第十八表(南アフリカの譲許表、第四十二表(イスラエルの譲許表)及び第五十八表(マラウイの譲許表)は、決定第五項の規定に従つて作成されたものであること、並びに一般協定第二条中同協定の日付に言及する場合において、これらの譲許表に含まれるいずれの譲許に関しても、その日付を、当該譲許を最初に一般協定の関係譲許表に編入した文書の日付と読み替えて適用すること。

この確認書は、国際連合憲章第百二条の規定に従つて登録する。この確認書は、締約国間の事務局長に寄託するものとし、事務局長は、速やかに一般協定の各締約国に対して認証謄本を送付する。

千九百七十四年一月九日にジュネーヴで、この確認書に附屬する譲許表に関して別段の定めがある場合を除くほか、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。

附屬書A 一般協定に附屬する譲許表の訂正及び修正

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日付けの第三確認書に附屬する譲許表

第三十八表 日本国の譲許表

第一部 最惠国関税率表

第〇二・〇一号の次に次の一号を加える。

〇二・〇二 家きん(鶏、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きていないものに限る。)及びその食用のくす肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くす肉にあつては、肝臓を除く。)

七面鳥(断片にしたものに限る。)

一五%

第〇五・一五号を次のように改める。

〇五・一五 動物性生産品(他の号に該当するものを除く。)及び第一類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの

六 乾燥した血

無税

第〇八・〇五号を次のように改める。

〇八・〇五 ナット(生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・〇一に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)

四 その他のものうち

甘扁桃仁

九%

第〇九・〇四号を次のように改める。

〇九・〇四 こしよう属のペッパー及びとうがらし属又はピメンタ属のピメントのうち

ト

二 その他のもの

(一) 粉碎し又は混合してないもののうち

こしようの種

二〇%

第ニ二・〇七号の二一を削り、同号に次のように加える。

二二 その他のものうち

キューベ根

無税

第ニ三・〇一号中、「びんろう子」を削る。

第ニ五・〇一号を次のように改める。

一五・〇一 ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出又は溶剤抽出によつて得たもの

一 豚脂

(一) ラード

一キログラムにつき一五円

(二) その他のもの

A 酸価が二を超えるもの

B その他のもの

一キログラムにつき一五円

第ニ五・〇二号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

牛、羊又はやぎの脂肪(溶出し又は溶剤により抽出してないものに限る。)並びにこれらから溶出又は溶剤抽出によつて得た牛脂、羊脂及びやぎ脂(ブルミエジュスを含む。)

第ニ七・〇四号の一を次のように改める。

一 チューインガム

四〇%

第ニ九・〇二号中「製粉」の下に「ミール」を加える。

第ニ〇・〇二号の二(一)を次のように改める。

(二) その他のものうち

アスパラガス(かん詰、びん詰又はつぼ詰(気密のものに限る。))のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。

グリーンピース及びトマト(かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)

二〇%

詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)

二五%

第二一〇号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。
 スープ及びプロセス(固形又は粉状のものを含む。)並びに均質混合
 調製食料品

その他のもののうち気密容器入りのもので、容器とも
 の一つの重量が一〇キログラム以下のもの(豆(さや付
 きのものを除く。)、トマト、アスパラガス、たけの
 こ、きのこ、にんにくの粉、マッシュポテト及びポテ
 トフレークを除く。)

二〇%

第二一〇九号中「ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けて
 あり、かつ、そのラベルが原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。」を「た
 だし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、当該内容品
 が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限る。」に改める。

第二一〇五号を次のように改める。

第二一〇五号の次に次の一号を加える。

二一〇七 二 味の付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品
 のうち

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの(小
 売容器入りのもの(気密容器入りのものを除く。)に限る
 ものとし、乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの及
 び粗たんばく質の含有量が全重量の三五%以上のものを
 除く。)

無税

第二一〇七号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。
 高温コールドタルの蒸留物及びこの類の注2に規定するこれに類
 する物品

第二一〇七号中「A 揮発油 B その他のもの」を「A 揮発油
 B その他のもの」に改める。

第二一〇三号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。
 炭素(カーボン)ブラックを含む。)

第二一九・一五号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。
 ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化
 物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、
 ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

第二一九・一六号を次のように改める。

第二一九・一六号 アルコール官能、フェノール官能、アルデヒド官能又はケトン官
 能のカルボン酸その他の単一又は混成の酸素官能のカルボン酸並
 びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並

一五%

第二一九・二五号を次のように改める。
 カルボキシイミド官能化合物(オルトスルホ安息香酸イミド及
 びその塩を含む。)及びイミン官能化合物(ヘキサメチレンテトラ
 ミン及びトリメチレントリニトロアミンを含む。)

第二一九・三五号の二〇を次のように改める。

一〇 酒石酸デキストロ―(パラ―メトキシベンジル)―
 二―メチルオクタヒドロイソキノリン、デキストロ―
 三―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン、臭化水素酸デ
 キストロ―三―メトキシ―N―メチルモルヒナン及び
 三―四―ジメチル―五―アミノイソオキサゾール

二五%

第二一九・三五号に次のように加える。

一一 その他のものうち
 ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの

第二一九・三九号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。
 ホルモン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに
 限る。)及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並
 びにステロイドで主としてホルモンとして使用するもの

第三二・〇九号中「染料」の下に「その他の着色料」を加える。

第三二・一二号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。
 ガラス用のパテ、つぎ木用のパテ、塗装用の充てん料、左官工事
 用の非耐火性調製上塗り材及び閉そく用又はシーリング用のマス
 チックその他これに類するマスタック(レジンマスタック及びレ
 ジンセメントを含む。)

第三三・〇六号の五を次のように改める。

五 その他のもの
 (二) その他のものうち

二〇%

第二一九・二五号を次のように改める。
 カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物
 のうち

三 ジエチルアミノアセト―二・六―キシリジド
 五 その他のものうち
 N―メチル―一―ナフチルカルバマート

二五%

第二一九・二五号を次のように改める。
 カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物
 のうち

三 ジエチルアミノアセト―二・六―キシリジド
 五 その他のものうち
 N―メチル―一―ナフチルカルバマート

二〇%

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結につ
 いて承認を求めめるの件外一件 三三五

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十二号 千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結につ

三三六

ひげそり用製品、つめ化粧品、香及び線香以外のもの
液状又はペースト状のもの
その他のもの

三〇%
三五%

第三四・〇一号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

せつけん並びに有機界面活性剤及びその調製品(せつけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーキ状のもの及び成形品に限るものとし、せつけんを含有するかどうかを問わない。)

第三四・〇三号を次のように改める。

三四・〇三 調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く。)

グリース

切削油(石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%を超え、温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるものに限る。)

その他のもの

調製潤滑剤(石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%を超えるものに限る。)

一五%
二二・五%
二〇%

第三八・一九号の七を次のように改める。

七 耐火建設材料のうち
高温耐火建設材料

第三八・一九号の一〇を削る。

一五%

第三九・〇一号の五を次のように改める。

五 第五九類の注2(A)(b)又は2(A)(c)に掲げる物品

三〇%

第三九・〇二号に次のように加える。

六 その他のもの

(一) ポリエステル樹脂のもの

(二) シリコンのもの

(三) その他のもの

三〇%
三〇%
三〇%

第三九・〇二号の五を次のように改める。

五 第五九類の注2(A)(b)又は2(A)(c)に掲げる物品
(一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの

一次製品

その他のもの

(二) その他のもの

(三) その他のもの

(四) ポリエチレンのもの

二〇%
三〇%
三〇%
三〇%

第三九・〇二号に次のように加える。

六 その他のもの
(一) ポリエチレンのもの

三〇%

(一) ふつ素樹脂のもの
(二) ポリスチレンのもの

三〇%
三〇%

(三) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの
(四) 塩化ビニル樹脂の組物材料(しんとうを用いたものに限る。)

A その他のもの

B その他のもの

一次製品

その他のもの

(五) アクリル樹脂のもの

(六) その他のもの

三〇%
三〇%
三〇%
二〇%
三〇%
三〇%

第三九・〇七号を次のように改める。

三九・〇七 第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品のうち
(一) その他のもの
(二) 第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品のうち

フェノール樹脂製品並びに機械附属品、テーブルネン、食卓用その他の家庭用品及び装飾品、事務用品、衛生用品、水道用品、時計用のバンド、照明用品、ヘヤピン並びにカーテン以外のもの

第四〇・〇一号を次のように改める。

四〇・〇一 天然ゴムのラテックス(合成ゴムのラテックスを加えてあるかどうかを問わない。)及びプリバルカナイズドラテックス並びに天然ゴム、パラタ、グタペルカその他これらに類する天然ゴム

天然ゴムラテックス(合成ゴムラテックスを加えてないものに限るものとし、感熱ラテックス及び酸性ラテックスを除く。)

天然ゴムのプリバルカナイズドラテックス

天然ゴム(凝固前に可塑性その他の物品(保存剤及び粘土を除く。)を加えてないものに限るものとし、粘土入り天然ゴム及びSPラバーを除く。)

グタペルカ

三〇%
無税
無税
無税

第四〇・〇二号を次のように改める。

四〇・〇二 合成ゴムのラテックス及びプリバルカナイズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクテックス

合成ゴムラテックス

感熱ラテックス及び酸性ラテックス

その他のもの

合成ゴムのプリバルカナイズドラテックス

合成ゴム(凝固前に可塑性その他の物品(鉱物油、保存剤及び単

第四〇・〇二号を次のように改める。

合成ゴムのラテックス及びプリバルカナイズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクテックス

合成ゴムラテックス

感熱ラテックス及び酸性ラテックス

その他のもの

合成ゴムのプリバルカナイズドラテックス

合成ゴム(凝固前に可塑性その他の物品(鉱物油、保存剤及び単

一五%
無税
無税
無税

に識別を容易にするための着色料を除く。)を加えてないものに
 限るものとし、天然ゴムを人造プラスチックで変性したもの
 (この類の注4(c)に定めるものに限る。)を除く。

無税

第四二・〇二二

トランク、スーツケース、帽子箱、旅行かばん、リュックサック
 その他の旅行用具、買物袋、ハンドバッグ、手提げかばん、書類
 かばん、財布、化粧品入れ、工具ケース、たばこ入れ並びに武
 器、楽器、双眼鏡、宝石、びん、カラ、履物、ブラシその他の
 物品用のさや、ケース及び箱並びにこれらに類する容器(革、コ
 ンポジションレザー、バルカナイズドファイバー、人造プラ
 スチックのシート、板紙又は紡織用繊維の織物類で製造したもの
 に限る。)

- 一 ハンドバッグ、財布及び化粧品入れ(貴金属、これを張り
 若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、
 そうげ又はべつこうを用いたものうち、課税価格が一個
 につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。)のうち
 ハンドバッグ(革製のものに限る。)
- 二 その他のもの

三五%
二〇%

第六一・〇二二号を次のように改める。

六一・〇二二

女子用又は乳幼児用の外衣類
のうち

- 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた
 金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたものうち
 毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及び
 オーバーコート
- 二 その他のもの

四〇%
三〇%
二二%

- (一) ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いた
 ものうち
 毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及び
 オーバーコート(ししゅうしたものに限る。)
 綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート(使用して
 ないものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。)
 毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及び
 オーバーコート(使用してないものに限るものとし、
 ししゅうしたものを除く。)
- (二) その他のものうち

二二・五%

綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート(使用して
 ないものに限る。)
 毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及び
 オーバーコート(使用してないものに限る。)

二二%
二二・五%

- 二 その他のもの
- (二) その他のものうち
 ベルト及び記章以外のもの

二〇%

第七〇・一九号を次のように改める。

七〇・一九

ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これ
 らに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製
 のキューブ及び小板(モザイク用その他これに類する装飾用のも
 のに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。)、ガラ
 ス製の眼(がん具用のものを除く)並びにランプ加工の装飾用
 ガラス細工品(貴金属又はこれをめつきた金属を用いた
 ものを除く。)

一五%

第七一・二二号を次のように改める。

七一・二二

身辺用細貨類及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張つた金属
 製のものに限る。)
 銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用い
 たもの
 その他のもの
 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満た
 ないものに限るものとし、時計用又は眼鏡用の鎖その他の身辺
 装飾用の鎖を除く。)

三五%
五〇%

第七一・二三号を次のように改める。

七一・二三

細工品及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のも
 のに限るものとし、第七一・二二号に該当する物品を除く。)
 銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用い

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号 千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結につ

たもの並びに金を用いたもので金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないもの(ナイフ、かみそり、はさみその他の刃物並びにスプーン、はうき及びブラシを除く。)

第七一・一四号を次のように改める。

七一・一四 その他の製品(貴金屬製又は貴金屬を張つた金屬製のものに限る。)

二 その他のものうち

銀製又は白金族の金屬製のもの及び銀又は白金族の金屬を用いたもの並びに金を用いたもので金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないもの

五〇％

第七三・二二号中「ものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない」を削る。
第七三・二二号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもので」を「有するものを除くとともに」に改める。

第七三・二四号の品名の欄(細分を除く)を次のように改める。

圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器

第七四・〇二号を次のように改める。

七四・〇二 銅のマット、塊(精製してあるかどうかを問わない)及びくすのうち
二 塊(一に掲げるものを除く。)

(一) 製錬用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。)

プリストア銅の棒(銅の含有量が全重量の九五％を超え、他のものうち)

(二) その他のものうち
プリストア銅の棒(銅の含有量が全重量の九五％を超え、他のものに限る。)

一〇％

第八二・〇四号中「フレームに取り付けた」を「フレーム付きの」に改める。

第八四・〇一 一の品名の欄(細分を除く)を次のように改める。

蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用の温水ボイラーを除く)及び過熱水ボイラー

第八四・〇二号中「蒸気発生ボイラー用の」を「第八四・〇一 一のボイラー用の」に改める。

第八四・五一号を次のように改める。

八四・五一 タイプライター(計算機構を有するものを除く)及びチェックライターのうち
一 タイプライター

一五％

第八四・五二号を次のように改める。

八四・五二 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械

一 電子式デジタル計算機のうち

計算機本体

二 その他のものうち

簿記会計機、金銭登録機及び電動式又は手動式の計算機

一五％

第八四・五三号を次のように改める。

八四・五三 自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械(データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。)、データ処理機械(符号化したデータを処理するものに限る。)

一 電子式デジタル自動データ処理機械(アナログ演算要素を有するものを含む)及びこれを構成する機器(電源用機器及びアナログ信号によるデータのみを受け入れ又は送り出す機器を除く)並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンター及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機構を構成する補助機械のうち

中央処理装置

二 その他のものうち
せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機(電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行う機構を自蔵するものに限る。)、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計機械及びその補助機械

一五％

第八四・五四号を次のように改める。

八四・五四 その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなあげ機及びとり機)

謄写機、あて名印刷機その他これらに類する印刷機
事務用機器(ステープリングマシン、チェックパーホルター、鉛筆削り機その他これらに類する機器で手動式のものと印刷機を除く。)

一五％

第八四・五五号中「計算機(手動式のものを除く)」の部分品を「計算機(手動式のものを除く)又は自動データ処理機械の部分品」に改める。

第八四・五九号の品名の欄(細分を除く)を次のように改める。

機械類(独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。)

第八五・〇六号の一を次のように改める。

- 一 真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁搾り機、ファン及びこれらの部分品のうち
- (二) その他のもののうち
- 真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁搾り機

一五%

第八五・〇八号中「その閉閉器」を「閉閉器」に改める。

第八五・一五号中「蓄音機を自蔵するものを含む。」を「録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。」に改め、同号の一を次のように改める。

- 一 ラジオ受信機(シャシを含む。)のうち
- 電気蓄音機
- 音声再生機を自蔵しないもの(シャシを除く。)

三五%
一八%

第八五・二二号を次のように改める。

八五・二二のうち
熱電子管、冷陰極管及び光電管(蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。)、光電池、圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス

- 一 熱電子管のうち
- 理化学機器用のもの
- 受信管(非一般用受信管(高信頼管をいう。))を除く。)
- 通信機器用のもの
- 二 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路のうち
- 集積回路
- 三 その他のものうち
- 理化学機器用のもの

一五%
二〇%
三〇%
一五%
一五%

第八五・二三号を次のように改める。

八五・二三のうち
電気機器(独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。)

理化学用のもの

一五%

第八七・〇二号の三を次のように改める。

- 三 貨物自動車(無限軌道式のもの及びシャトルルカーを除く。)のうち

トラック(ホイールベースが二五四センチメートルを超え、ものに限るものとし、三輪式のものを除く。)

積載能力が一八トン以上のもの

二七%
三〇%

第八七・〇六号の次に次の一号を加える。

八七・〇七のうち
フォークリフトトラック、プラットホームトラック、ストラッドルキャリアーその他の作業トラック(工場、倉庫、埠頭又は空港で貨物の短距離の運搬又は荷役に使用する型式のもので、自走式のものに限る。及び停車場のプラットホームで使用する型式のトラック並びにこれらの部分品

- ストラッドルキャリアー(シャシの下に荷物をかかえ上げて運搬するものに限る。)
- ストラッドルキャリアーの部分品(原動機付きのシャシを除く。)

二七%
三〇%

第八七・一四号を次のように改める。

八七・一四のうち
その他の車両(トレーラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。及びその部分品

- トレーラー(第八七・〇一又は第八七・〇二号に掲げる自動車に用いるものに限る。及びその部分品

三〇%

第九〇・〇九号の次に次の一号を加える。

九〇・一〇のうち
写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器(この類の他の号に該当するものを除く。)、感光式複写機(光学的機構を有するか、又は密着式のものであるかどうかを問わない。)、感熱式複写機及び映写用スクリーン

- 二 その他のものうち
- 感光式複写機(光学的機構を有するものに限る。)
- 感熱式複写機

一五%

第九〇・一九号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器(着用し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。及びそえ木その他の骨折治療具

第九〇・二八号を次のように改める。

九〇・二八のうち
電気式機器(測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。)

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結についで承認を求めるの件外一件

三四〇

一 この類の注(α)に定めるもののうち 理化学用のもの	一五%
二 この類の注(β)に定めるもののうち 圧力計 高度計、マイクロケータ、速度計及び回転速度計 その他のものうち理化学用のもの	一五%
三 この類の注(γ)に定めるもののうち 理化学用のもの	一五%
四 この類の注(δ)に定めるもののうち 理化学用のもの	一五%

第九八・一〇号を次のように改める。

九八・一〇 のうちの メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。) 一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、寶石、半寶石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたものうち 貴石、半寶石、銀又は白金族の金属を用いたもの その他のもの 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)	四五%
九八・一一 のうちの 喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品(荒く成形した木製ブロックを含む。)並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びこれらの部分品 一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、寶石、半寶石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたものうち 貴石、半寶石、銀又は白金族の金属を用いたもの その他のもの 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)	五〇%

第九八・一二号を次のように改める。

九八・一二 のうちの 二 その他のものうち フェニール樹脂以外の合成樹脂製のもの	三〇%
---------------------------------------------------	-----

注 この訂正は、日本国政府が国内手続を完了して締約国団の事務局長に対して効力発生のための通告を行った後三十日目の日又は当該通告中に指定する一層早い日に、効力を生ずる。

関税及び貿易に関する一般協定の千九百六十七年六月三十日付けのジュネーブ議定書(千九百六十七年)に附属する譲許表
第三十八条 日本国の譲許表
第一部 最惠国関税率表
第〇三・〇一号を次のように改める。

第〇三・〇一 のうちの 魚(生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。) 一 銀食用のもの 二 その他のもの B その他のもの	一〇%	五%
-----------------------------------------------------------------------------------------	-----	----

第〇三・〇二号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

魚(塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)及びくん製魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)	五%	二・五%
-------------------------------------------------------------------	----	------

第〇四・〇七号の次に次の一号を加える。

〇四・〇七 食用の動物性生産品(他の号に該当するものを除く。)	五%	二・五%
---------------------------------	----	------

第〇五・一五号の五を次のように改める。

五 アルテミアサリナの卵	五%	二・五%
--------------	----	------

第〇五・一五号に次のように加える。

七 その他のもの	五%	二・五%
----------	----	------

第〇八・〇五号中「苦扁桃仁」の下に「及びびんろう子」を加える。

第〇九・〇四号を次のように改める。		
-------------------	--	--

第〇九・〇四 のうちの こししょう属のペッパー及びとうがらし属又はピメント属のピメント 一 小売容器入りのもの 二 その他のもの (-) 粉砕し又は混合してないもの オールスパイス こししょうの種	二五%	一〇%
	無税	無税
	二〇%	無税

その他のもの
粉砕し又は混合したもの
一五%
無税

第九・一〇号中「二」その他のものを「三」その他のものに改める。
第二・〇七号の「一」を次のように改める。

一 プランタゴシリウムの種
一〇%
無税

第二・〇七号に次のように加える。

一二 その他のもののうち
キューベ根、大麻草及びけしがら以外のもの
一〇%
五%

第三・〇一号中「姜黄」及び「びんろう子」を削る。

第三・〇二号の八を次のように改める。

八 その他のもののうち
大麻樹脂以外のもの
無税

第三・〇三号中「大麻樹脂」を削る。

第四・〇三号を次のように改める。

一四・〇三 ソルゴ、ピアッサバ、カウチグラス、メキシカンファイバーその他主としてブラシ又はほうきの製造に用いる植物性材料(束ねてあるかどうかを問わない。)
一 ピアッサバ、メキシカンファイバー及びバルミラファイバー
五%
無税
二 その他のもの
無税
二・五%

第五・〇二号を次のように改める。

一五・〇二 ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出又は溶剤抽出によつて得たもの
一 豚脂
一キログラムにつき一五%
二 ラード
一キログラムにつき一五%

(二) その他のもの
A 酸価が二を超えるもの
五%

B その他のもの

二 家きん脂
一キログラムにつき一五%
一キログラムにつき二七・五%

第五・〇二号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

牛、羊又はやぎの脂肪(溶出し又は溶剤により抽出しないものに限り。)並びにこれから溶出又は溶剤抽出によつて得た牛脂、羊脂及びやぎ脂(ブルミエジュスを含む。)

第一六・〇二号を削る。

第一六・〇三号を次のように改める。

一六・〇三 肉エキス、ミートジュース及び魚エキス
肉エキス及びミートジュース
魚エキス
三〇%
二〇%
二〇%
一五%

第一九・〇二号中「穀粉」の下に「ミール」を加える。

第二〇・〇二号を次のように改める。

二〇・〇二 調製した野菜(食酢又は酢酸で調製したものを除く。)
二 その他のもの
(一) その他のもののうち
にんにくの粉及びびきのこ
気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。)以外のもの
二五%
一七・五%
二五%
一五%

その他のもの(アスパラガス、たけのこ、豆(さや付きのものを除く。)、マッシュポテト及びポテトフレックを除く。)
気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。)

トマト
その他のもの(アスパラガス、たけのこ、豆(さや付きのものを除く。)、マッシュポテト及びポテトフレックを除く。)

第二一・〇四号の次に次の二号を加える。

二一・〇五 スープ及びブロス(固形又は粉状のものを含む。)並びに均質混合調製食料品
均質混合調製食料品
三〇%
二〇%

昭和五十年四月二十五日 参議院会議録第十一号 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるとの件外一件

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十二号 千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結に
いて承認を求めるの件外一件 三四二

第二一・〇七 調製食料品(他の号に該当するものを除く。)
のうち
二 その他のもの
二 その他のもの

A 第〇四・〇七号に掲げる物品のもの

二〇% 一五%

第二五・二三号の二を次のように改める。

二 ガーネット

(一) 課税価格が一キログラムにつき二〇〇円以下のもの

一キログラムにつき一〇円 一キログラムにつき五〇円
一五% 七・五%

(二) その他のもの

第二七・〇七号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

高温コールドタルの蒸留物及びこの類の注2に規定するこれに類する物品

第二七・一〇号の二を次のように改める。

一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。)

(一) 揮発油

A 低重合度の混合アルキレン

一〇% 五%

(二) 燈油

A 低重合度の混合アルキレン

一〇% 五%

(三) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)

A 温度一五度における比重が〇・八四九四

二〇% 一〇%

以下のもの

B その他のもの

二二・五% 一一・二五%

切削油、絶縁油及び流動パラフィン
その他のもの

焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油
その他のもの

二〇% 一〇%
二〇% 一五%

第二八・〇三号の品名の欄を次のように改める。

炭素(カーボンブラックを含む。)

第二八・〇四号の一を次のように改める。

一 希ガス
(一) ヘリウム
(二) その他のもの

一〇% 一〇%
一〇% 五%

第二八・〇五号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

希土類金属、イットリウム及びスカンジウム(これらの相互の混合物及び合金を含む。)、アルカリ金属、アルカリ土類金属並びに水銀

第二八・〇六号を次のように改める。

二八・〇六一 塩酸及びクロロ硫酸

一 塩酸
二 クロロ硫酸

一〇% 一〇%
一〇% 五%

第二八・二〇号の一を次のように改める。

一 酸化アルミニウム
(一) アルミニウムの製錬に使用するもの
(二) その他のもの

一五% 一五%
一五% 七・五%
一〇% 一〇%

第二九・一二号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド並びにアルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド

第二九・一三号中「デヒドロエピアンドロステロン、プレグネノロン」を削る。

第二九・一四号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

第二九・一五号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

第二九・一六号を次のように改める。

二九・一六
のうち

アルコール官能、フェニール官能、アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸その他の単一又は混成の酸素官能のカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一 アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体	二五%	一一・五%
(一) 乳酸	二〇%	一〇%
(二) 酒石酸	一五%	七・五%
(三) コール酸	二〇%	一〇%
(四) その他のもの	二〇%	一〇%
二 フェニール官能のカルボン酸及びその誘導体	二〇%	一〇%
(一) サリチル酸	二〇%	一〇%
(二) アセチルサリチル酸	二〇%	一〇%
(三) その他のもの	二〇%	一〇%
三 その他のもの	無税	無税
(一) デヒドロコール酸	二〇%	一〇%
(二) その他のもの	二〇%	一〇%

第二九・二二号中「フェニルメチルアミノプロパン」を「フェニルアミノプロパン」に改める。
第二九・二五号を次のように改める。

二九・二五
のうち
カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物

一 ズルチン	二〇%	一〇%
二 ジメチルホルムアミド	二〇%	一〇%
三 ジエチルアミノアセト―二・六―キシリジド	一五%	七・五%
四 一・三―ジメチル―二・六―ジオキソ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン	二〇%	一〇%
五 その他のもののうち 麻薬以外のもの	二〇%	一〇%

第二九・二六号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

カルボキシイミド官能化合物(オルト―スルホ安息香酸イミド及びその塩を含む。)及びイミン官能化合物(ヘキサメチレンテトラミン及びトリメチレントリニトロアミンを含む。)

第二九・二六号中「サッカリン」を「オルト―スルホ安息香酸イミド(サッカリン)及びその塩」に改める。

第二九・三五号の一〇を次のように改める。

一〇 酒石酸デキストロー―(パラ―メトキシベンジル)―二―メチルオクタヒドロイソキノリン、デキストロー―三―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン、臭化水素酸デキストロー―三―メトキシ―N―メチルモルヒナン及び三―四―ジメチル―五―アミノイソオキサゾール	一五%	七・五%
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	------

第二九・三五号に次のように加える。

一一 その他のものうち ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの その他のもの(麻薬を除く。)	二五%	一二・五%
	二〇%	一〇%

第二九・三九号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

ホルモン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。)及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにステロイドで主としてホルモンとして使用するもの

第二九・三九号の五を次のように改める。

五 デヒドロエピアンドロステロン及びプレグネノロン	一〇%	五%
---------------------------	-----	----

第二九・三九号に次のように加える。

六 その他のもの	二〇%	一〇%
----------	-----	-----

第二九・四二号の三を次のように改める。

三 その他のもの	二五%	一二・五%
(一) カフェイン	二五%	一二・五%
A カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九四%以下のもの	二〇%	一〇%
B その他のもの	二〇%	一〇%
(二) 硫酸ニコチン	無税	無税
(三) 酒石酸エルゴタミン	二五%	一二・五%
(四) ペラドンナ葉の左旋性アルカロイド	二〇%	一〇%
(五) テオファイリンカルシウム	二〇%	一〇%

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件外一件

三四四

第三〇・〇三号の四を次のように改める。

(イ) テオブロミン	二〇%	一〇%
(ロ) その他のものうち コカ葉アルカロイド、フェニルメチルア ミノプロパン、一フェニルニメチ ルアミノプロパノール、一フェニ ルニメチルニメチルアミノプロ パン、一フェニルニメチルアミ ノプロパノール、一フェニル ニメチルニメチルアミノプロパ ン、一フェニルニメチルアミノ プロパン及びこれらの塩以外のもの	二〇%	一〇%

第三二・〇五号を次のように改める。

四 その他のもの		
(一) 小売用の形状又は包装にしたもの		
A 加熱入血漿たんぱく製剤及び加熱入血漿 アルブミン製剤	二五%	一二・五%
B その他のものうち 麻葉、大麻又は覚せいアミンのもの以 外のもの	二五%	一二・五%
(二) その他のものうち 麻葉、大麻又は覚せいアミンのもの以外 のもの	二〇%	一〇%

第三二・〇三号を次のように改める。

三二・〇五 その他の肥料及びこの類の物品をタブレット状、ひ し形その他これらに類する形状に調製し、又は容器 ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装した もの	二〇%	一〇%
りん酸二水素アンモニウム及びりん酸水素二アン モニウム並びにりん酸アンモニウムを主成分とす る物品	二〇%	一〇%
その他のもの	無税	無税

第三二・〇三号を次のように改める。

三二・〇三 合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし 剤(天然なめし料を含有するかどうかを問わない。) 及びなめし前処理用の酵素系調製品(例えば、酵素 すい臓又はバクテリアから製造したもの)	無税	無税
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	----

第三二・〇八号を次のように改める。

一 合成有機なめし剤	五%	二・五%
二 なめし前処理用の酵素系調製品	一五%	七・五%
三 その他のもの	二〇%	一〇%

第三二・〇八
調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、う
わぐすり、液状ラスタその他これらに類する物品
(窯業用のものに限り)及びうわぐすり用のスリッ
プ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒
状又はフロック状のもの

一 調製顔料、調製乳白剤及び調製絵の具	一五%	七・五%
二 その他のもの ガラスフリットその他のガラス	一〇%	五%
その他のもの	一五%	七・五%

第三二・〇九号中「小売用の形状又は包装にした染料」を「小売用の形状又は包装にした染料その他
の着色料」に改める。

第三二・一二号の品名の欄を次のように改める。

ガラス用のパテ、つぎ木用のパテ、塗装用の充てん 料、左官工事用の非耐火性調製上塗り材及び閉そく 用又はシーリング用のマスチックその他これに類す るマスチック(レジンマスチック及びレジンセメン トを含む。)	二〇%	一〇%
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----

第三三・〇六号の五を次のように改める。

五 その他のもの		
(一) 室内防臭剤	二〇%	一〇%
(二) その他のもの ひげそり用製品、つめ化粧料、香及び線 香	四〇%	二〇%
その他のもの 液状又はペースト状のもの その他のもの	三〇%	一五%
	三五%	一七・五%

第三四・〇一号の品名の欄(細分を除く)を次のように改める。

せつけん並びに有機界面活性剤及びその調製品(せ つけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケー キ状のもの及び成形品に限るものとし、せつけんを 含有するかどうかを問わない。)	二〇%	一〇%
--------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----

第三四・〇三号中「及び絶縁油」を削る。

第三八・一九号を次のように改める。

三八・一九

化学品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然物のみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の号に該当するものを除く。）

- 一 なめし前処理用の調製品 一五% 七・五%
- 二 液状アルキルアリアル炭化水素の混合物 一五% 七・五%
- 三 液状ポリエチレングリコール 二〇% 一〇%
- 四 ナフテン酸 一五% 七・五%
- 五 触媒
 - (一) 鉄触媒及び白金触媒 無税 無税
 - (二) シリカ・アルミナ触媒 二〇% 一〇%
 - (三) その他のもの 一五% 七・五%
- 六 ゴム老化防止剤 二五% 一二・五%
- 七 耐火性建設材料 一五% 七・五%
- 八 チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。） 無税 無税
- 九 セレンさい及びテルルさい 無税 無税
- 一〇 その他のもの 二〇% 一〇%

第三九・〇二号の五を次のように改める。

五 第五九類の注2(A)(b)又は2(A)(c)に掲げる物品 三〇% 一五%

第三九・〇二号に次のように加える。

- 六 その他のもの
 - (一) フェノール樹脂のもの 三〇% 一五%
 - (二) ポリエステル樹脂のもの 三〇% 一五%
 - (三) シリコンのもの 三〇% 一五%
 - (四) その他のもの 三〇% 一五%

第三九・〇二号の(二)を次のように改める。

- (二) ポリビネンのもの 二〇% 一〇%

第三九・〇二号の(一)に次のように加える。

- (三) その他のもの 二〇% 一七・五%
- ポリブテンのもの 二〇% 一〇%
- その他のもの 二〇% 一〇%

第三九・〇二号の(二)を次のように改める。

第三九・〇二号の二に次のように加える。

- (四) ポリビネンのもの 二〇% 一〇%
- (五) その他のもの
 - イオン交換樹脂のもの 二〇% 一七・五%
 - その他のもの 二〇% 一〇%

第三九・〇二号の五を次のように改める。

- 五 第五九類の注2(A)(b)又は2(A)(c)に掲げる物品
 - (一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの 二〇% 一〇%
 - 一次製品 三〇% 一五%
 - その他のもの 三〇% 一七・五%
 - (二) その他のもの
 - ふつ素樹脂又はメチルメタクリル樹脂のもの 三〇% 一五%
 - その他のもの 三〇% 一五%

第三九・〇二号に次のように加える。

- 六 その他のもの
 - (一) ポリエチレンのもの 三〇% 一五%
 - (二) ふつ素樹脂のもの 三〇% 一七・五%
 - (三) ポリスチレンのもの 三〇% 一五%
 - (四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの
 - A 塩化ビニル樹脂の組物材料（しんにとうを用いたものに限る。） 三〇% 一五%
 - B その他のもの 三〇%
 - 一次製品 二〇% 一〇%
 - その他のもの 三〇% 一五%
 - (五) アクリル樹脂のもの 三〇% 一七・五%
 - (六) メチルメタクリル樹脂のもの 三〇% 一五%
 - (七) その他のもの 三〇%
 - (八) その他のもの 三〇%

第三九・〇七号を次のように改める。

第三九・〇七 品 第三九・〇一から第三九・〇六号までに掲げる物品

- 一 スプール、リールその他これらに類する巻取用品 一五% 七・五%

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件外一件

二 その他のもの
 (一) 第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品
 (二) その他のもの

第三〇% 一五%
 二〇% 一〇%

第四〇・〇一号を次のように改める。

四〇・〇一のうち
 天然ゴムのラテックス(合成ゴムのラテックスを加えてあるかどうかを問わない)及びプリバルカナイズドラテックス並びに天然ゴム、バラタ、グタペルカその他これらに類する天然ゴム
 天然ゴムラテックス(合成ゴムラテックスを加えたものに限る。)、天然ゴムの感熱ラテックス及び酸性ラテックス並びに天然ゴムのプリバルカナイズドラテックス
 天然ゴム(凝固前に可塑剤その他の物品(保存剤及び粘土を除く)を加えたものに限る。)
 天然ゴム(天然ゴム及びグタペルカを除く。)

一五% 七・五%
 一五% 七・五%
 無税 無税

第四〇・〇二号を次のように改める。

四〇・〇二のうち
 合成ゴムのラテックス及びプリバルカナイズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクテス
 合成ゴムの感熱ラテックス及び酸性ラテックス並びに合成ゴムのプリバルカナイズドラテックス
 天然ゴムを人造プラスチックで変性したもの(この類の注4(e)に定めるものに限る。)
 合成ゴム(凝固前に可塑剤その他の物品(鉱物油、保存剤及び単に識別を容易にするための着色料を除く)を加えたものに限る。)
 ファクテス

一五% 七・五%
 一五% 七・五%
 無税 無税

第四四・〇九号の品名の欄(細分を除く)を次のように改める。

木製のくい(割り又は端をとがらしたものに限るものとし、縦にひいたものを除く)及びたが材並びにチップウッド、チップ状又は小片状のバルブウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッド
 シニールビング

第四四・二二号の品名の欄を次のように改める。

木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器

第五六・〇三号を次のように改める。

五六・〇三 人造繊維の長繊維又は短繊維のくず(ぼろを反毛したもの及び糸くずを含むものとし、カードし、コムし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。)
 合成繊維のくず
 その他のもの

二二・五% 六・二五%
 無税 無税

第五七・〇三号の品名の欄を次のように改める。

第五七・〇三 黄麻その他の紡績用靱皮繊維(他の号に該当するもの及び精紡したものを除く)並びにそのトウ及びくず(ぼろ又は綱を反毛したものを含む。)

第五七・〇六号の品名の欄を次のように改める。

第五七・〇三 黄麻その他の紡績用靱皮繊維の糸

第五七・一〇号の品名の欄を次のように改める。

第五七・〇三 黄麻その他の紡績用靱皮繊維の織物

第五八・〇二号を次のように改める。

五八・〇二 じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物(結びパイルのものを除くとともに、ケレムラグ、シニールラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。)

一 コイヤ製のもの
 二 その他のもの
 綿製のもの
 その他のもの

三〇% 一五%
 三〇% 二二%
 三〇% 一五%

第五八・〇七号中「シニールヤーン」の下に「フロックシニールヤーンを含む。」を加える。

第五九・〇四号から第五九・〇六号までの品名の欄中「黄麻製」を「第五七・〇三号に掲げる紡績用繊維製」に改める。

第五九・〇八号の品名の欄を次のように改める。

紡績用繊維の織物類(セルロース誘導体その他の人造プラスチックを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したものに限る。)

第六二・〇三号及び第六二・〇四号中「黄麻製を」第五七・〇三号に掲げる紡織用纖維製に改める。
 第六八・〇四号中「フレームに取り付けた」を「フレーム付きの」に改める。
 第七〇・一二号の品名の欄を次のように改める。

魔法びんその他の真空容器に用いるガラス製のびん

第七〇・一九号を次のように改める。

七〇・一九

ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半寶石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない)、ガラス製の眼(がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く)、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒(ペロティニ)

一 ガラス製のキューブ及び小板(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない)、ガラス製の眼(がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く)並びにランプ加工の装飾用ガラス細工品(貴金属又はこれをつきした金属を用いたものを除く)。
 二 その他のもの

一五% 七・五%
 二〇% 一〇%

第七一・一二号を次のように改める。

七一・一二

身辺用細貨類及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る)。
 銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの
 その他のもの
 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限るものとし、時計用又は眼鏡用の鎖その他の身辺装飾用の鎖を除く)。
 その他のもの

三五% 一七・五%
 五〇% 二五%
 四〇% 二〇%

第七一・一三号を次のように改める。

七一・一三

細工品及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限るものとし、第七一・一二号に該当する物品を除く。)

一〇% 八・五%

銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの並びに金を用いたもので金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないもの(ナイフ、かみそり、はさみその他の刃物並びにスプーン、ほうき及びブラシを除く)。
 その他のもの

五〇% 二五%
 四〇% 二〇%

第七一・一四号を次のように改める。

七一・一四

その他の製品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る)。
 一 理化学用又は工業用のもの
 二 その他のもの

銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの並びに金を用いたもので金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないもの
 その他のもの

一〇% 五%
 五〇% 二五%
 四〇% 二〇%

第七三・一五号の(一)を次のように改める。

(一) 高速度鋼(クロムの含有量が全重量の三%以上で、タングステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。)

二五% 二〇%

第七三・二二号中「もの」とし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない」を削る。

第七三・二二号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもので」を「有するものを除く」とともに「に」改める。

第七三・二四号の品名の欄を次のように改める。

圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器

第七三・三三号中「これらのブランクを含む。」を削る。

第七三・三七号中「蒸気発生」を削る。

第七四・〇一号の(二)を次のように改める。

(二) その他のもの
 プリスター鋼の棒(銅の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る)。
 その他のもの

一〇% 八・五%

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めたの件外一件

三四八

<p>銅の含有量が全重量の九五%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一キログラムにつき二七円</p> <p>一キログラムにつき三〇円</p> <p>一キログラムにつき二四円</p> <p>* * 一キログラムにつき二四円</p>
<p>第七四・〇七号の三の(一)を次のように改める。</p> <p>(一) ベリリウム銅合金のもの</p>	<p>二五%</p> <p>二〇%</p>
<p>第七四・〇九号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもので」を「有するものを除く」とともに「に改める。</p> <p>第七五・〇三号の(一)を次のように改める。</p>	<p>(一) ニッケル(合金を除く)のもの</p> <p>A 真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用されたもの</p> <p>一キログラムにつき二〇〇円</p> <p>一キログラムにつき二〇〇円</p> <p>B その他のもの</p> <p>一キログラムにつき二〇〇円</p> <p>一キログラムにつき二〇〇円</p>
<p>第七六・〇八号中ものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない」を削る。</p> <p>第七六・〇九号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもので」を「有するものを除く」とともに「に改める。</p> <p>第七六・一一号の品名の欄を次のように改める。</p> <p>「圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器」</p> <p>第八二・〇四号中「フレームに取り付けた」を「フレーム付きの」に改める。</p> <p>第八三・〇一号中「(完成したかぎであるかどうかを問わない。)」を削る。</p> <p>第八四・〇一を次のように改める。</p> <p>八四・〇一 蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することができ、セントラルヒーティング用の温水ボイラーを除く。)及び過熱水ボイラー</p> <p>一 ボイラー</p>	<p>蒸気の発生量が毎時一、三〇〇トン以上のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>第八四・五一号を次のように改める。</p> <p>第八四・五一 タイプライター(計算機構を有するものを除く。)及びチェックライター</p> <p>一 タイプライターのうち</p> <p>電動式タイプライター(携帯用のものを除く。)以外のもの</p> <p>二 チェックライター</p> <p>第八四・五二号を次のように改める。</p> <p>八四・五二 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械</p> <p>二 その他のもののうち</p> <p>電動式計算機</p> <p>三 則以上の計算機構を有するもの以外の簿記会計機</p> <p>電子式のもの及び三則以上の計算機構を有するもの以外のもの</p> <p>金銭登録機</p> <p>五個以上の集計装置を有するもの以外のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>第八四・五三号を次のように改める。</p> <p>八四・五三 自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械(データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。)、データ処理機械(符号化したデータを処理するものに限る。)、及び磁気式又は光学式の読取機(他の号に該当するものを除く。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機(電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行う機構を自蔵するものに限る。)、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計機械及びその補助機械</p> <p>その他のもの</p>
<p>八四・〇一</p>	<p>一〇%</p> <p>七・五%</p>

第八四・五四号を次のように改める。

八四・五四	その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装机、鉛筆削り機、あなげ機及びとり機)	一五%	七・五%
-------	---------------------------------------------------------	-----	------

第八四・五五号を次のように改める。

八四・五五	第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号のうち 又は第八四・五四号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。) 電子式計算機械、電子式自動データ処理機械又はこれらを構成する機器に用いるもの以外のもの せん孔カード式統計機械の部分品 その他のもの	一〇% 一五%	五% 七・五%
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	------------

第八四・五九号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

機械類(独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。)

第八四・六一号中「定格圧力」を「公称圧力」に改める。

第八五・〇六号の一を次のように改める。

一	真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁搾り機、ファン及びこれらの部分品	一五%	七・五%
(一)	ファン	一五%	七・五%
(二)	その他のもの	一五%	七・五%

第八五・〇八号中「その開閉器」を「開閉器」に改める。

第八五・一五号中「蓄音機を自蔵するものを含む。」を「録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。」に改め、同号の一を次のように改める。

一	ラジオ受信機(シャシを含む。)	三五%	一七・五%
	音声再生機を自蔵するもの	二〇%	一〇%
	その他のもの	一八%	九%
	シャシ		
	その他のもの		

第八五・一九号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

スイッチ、継電器、ヒューズ、避雷器、サージ抑制器、プラグ、ランプホルダー、接続箱その他電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器、固定式又は可変式の抵抗器(ポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。)並びに印刷回路、配電盤及び制御盤

第八五・二〇号中「白熱電球」を「フィラメント電球」に改める。

第八五・二二号を次のように改める。

八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管(蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。)、光電池、圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス	一五%	七・五%
一	熱電子管		
	理化学機器用のもの		
	その他のもの	二〇%	一〇%
	受信管(非一般用受信管(高信頼管をいう)を除く。)	三〇%	一五%
	その他のもの		
二	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路のうち実装してないもの	一五%	一〇%
	その他のもの	一五%	七・五%
	ゲルマニウムトランジスター	一五%	一〇%
三	その他のもの	一五%	七・五%

第八五・二三号を次のように改める。

第八五・二三 電気機器(独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。)

信号発生器(周波数が一〇〇メガヘルツ以上のものに限る。)

第八六・〇八号の品名の欄を次のように改める。	コンテナ(一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計され、かつ、装備されているものに限る。)	一五%	七・五%
------------------------	--------------------------------------------------	-----	------

第八七・〇二号の三を次のように改める。

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号 千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結に
いて承認を求めたの件外一件

三五〇

三 貨物自動車(無限軌道式のもの及びシャットルカーを除く。)
積載能力が一八トン以上のトラック(ホイールベースが二五四センチメートルを超えるものに限るものとし、三輪式のものを除く。)
その他のもの

二七%
一三・五%
三〇%
一五%

第八七・〇七号の品名の欄を次のように改める。
フォークリフトトラック、プラットホームトラック、ストラッドルキャリアーその他の作業トラック(工場、倉庫、埠頭又は空港で貨物の短距離の運搬又は荷役に使用する型式のもので、自走式のものに限る。)及び停車場のプラットホームで使用する型式のトラクター並びにこれらの部分品

第八七・一四号を次のように改める。

八七・一四 その他の車両(トレーラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。)及びその部分品
トレーラー(第八七・〇一又は第八七・〇二号に掲げる自動車に用いるものに限る。)及びその部分品
その他のもの

三〇%
一五%
一五%
七・五%

第八九・〇一を次のように改める。

八九・〇一 船舶(この類の他の号に該当するものを除く。)のうち
一 総トン数が一〇、〇〇〇トン以上のものうち
軍艦以外のもの
二 その他のものうち
軍艦以外のもの

一五%
七・五%
一五%
七・五%

第八九・〇二号の品名の欄を次のように改める。

曳航用又は押航用の船舶

第八九・〇四号を次のように改める。

八九・〇四 解体用船舶
リパテター型船その他の戦時標準型貨物船、油槽船及び上陸用舟艇

〇・八%
〇・四%

輸送航空母艦
その他の貨物船
その他のもの

一・五%
〇・七五%
一・二%
〇・六%
二・三%
一・一五%

第九〇・一〇号を次のように改める。

九〇・一〇 写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器(この類の他の号に該当するものを除く。)、感光式複写機(光学的機構を有するか、又は密着式のものであるかどうかを問わない。)、感光式複写機及び映写用スクリーン
一 現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品
二 その他のもの

二〇%
一〇%
二〇%
七・五%

第九〇・一九号を次のように改める。

九〇・一九 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他他人造の人体の部分、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器(着用し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。)及びそえ木その他の骨折治療具

一五%
七・五%

第九〇・二八号を次のように改める。

九〇・二八 電気式機器(測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。)
一 この類の注(α)に定めるものうち
オシロスコープ(周波数が三〇メガヘルツ以上のものに限る。)、真空管電圧計(周波数が一〇〇メガヘルツ以上のものに限る。)、周波数測定器(周波数が一〇〇メガヘルツ以上のものに限る。)、マイクロ波測定器(周波数が一、〇〇〇メガヘルツ以上のものに限る。)、ノイズレベルメーター、電界強度測定器、アドミッタンスブリッジ、インピーダンスブリッジ及び電子式の周波数又は周期の計数器以外のもの
二 この類の注(β)に定めるもの
三 この類の注(γ)に定めるもの
四 この類の注(δ)に定めるもの

一五%
七・五%
一五%
七・五%
一五%
七・五%
一〇%
七・五%

第九一・〇二号を次のように改める。

九一・〇二	時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。)		
	一 ケースに貴金属、これを張り若しくはめつぎした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの		
	電気時計	二〇%	一〇%
	その他のもの	二七%	一三・五%
	二 その他のもの	二〇%	一〇%
	電気時計	二七%	一三・五%
	その他のもの	二七%	一三・五%

第九一・〇七号を次のように改める。
 九一・〇七 ウォッチムーブメント(ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。)

第九一・〇九号中(半製品を含む。)を削る。
 第九一・〇九号を次のように改める。

九八・一〇	メカニカルライタその他これに類するライタ(ケミカルライタ及び電気式ライタを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)		
	一 貴金属、これを張り若しくはめつぎした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの		
	貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの	四五%	二二・五%
	その他のもの		
	金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)	五〇%	二五%
	その他のもの	四〇%	二〇%
	二 その他のもの	二〇%	一〇%

第九八・二二号を次のように改める。

九八・二二	喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品(荒く成形した木製ブロックを含む。)並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びこれらの部分品		
	一 貴金属、これを張り若しくはめつぎした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの		

貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの	四五%	二二・五%
その他のもの		
金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)	五〇%	二五%
その他のもの	四〇%	二〇%
二 その他のもの	二〇%	一〇%
フェニール樹脂以外の合成樹脂製のもの	三〇%	一五%
その他のもの	二〇%	一〇%

注 この訂正は、日本国政府が国内手続を完了して締約国団の事務局長に対して効力発生のための通告を行った後三十日目の日又は当該通告中に指定する一層早い日に、効力を生ずる。
 (附属書中我が国の議許表に関する部分以外省略)

〔二木謙吾君登壇、拍手〕

○二木謙吾君 たいだいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、千九百七十一年の国際小麦協定の延長議定書は、同協定を構成する二つの規約、すなわち、小麦の需給関係の安定化について定めた小麦貿易規約と開発途上国への食糧援助について定めた食糧援助規約の有効期間を、いずれも一カ年間延長しようというものであります。なお、食糧援助に関し、わが国は、米または農産物資で援助を行う旨の留保を付しております。

次に、関税及び貿易に関する一般協定の議許表の変更に関する第二確認書は、ガット上のおが国議許表の品目分類方式を、昭和四十七年に改正された関税定率法別表の分類方式に合致するよう訂正すること等を内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知願います。

昨二十四日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両件を一括して採

決いたします。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、両件は承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長村田秀三君。

審査報告書

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年四月二十二日

社会労働委員長 村田 秀三
 参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和五十年四月二十五日 参議院会議録第十一号

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法案 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案 三五二

本法は、一般廃棄物処理業者等が下水道の整備等により受ける著しい影響を緩和し、並びにその経営の近代化及び規模の適正化を図るため、合理化事業計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずるもので、妥当な措置と認められる。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十年三月二十五日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

第一条 この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業者等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

(目的)
第二条 この法律において「一般廃棄物処理業者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の規定による市町村長(特別区)の存する区域にあつては、都知事(特別区)の許可を受け、又は市町村(特別区)の存する区域にあつては、都(都)の委託を受けて行うし尿処理業者その他政令で定める事業をいう。

(一般廃棄物処理業者等)の合理化事業計画の承認

第三条 市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業者等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業(以下「合理化事業」という。)に関する計画(以下「合理化事業計画」という。)を定め、都道府県知事の承認を受けることができる。

2 合理化事業計画は、下水道の整備等による一般廃棄物処理業者等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項その他厚生省令で定める事項について定めるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その合理化事業計画が厚生省令で定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をするものとする。

(合理化事業計画の変更)
第四条 市町村は、前条第一項の承認に係る合理化事業計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の承認について準用する。
(合理化事業の実施)
第五条 市町村は、合理化事業計画に基づき、合理化事業を実施するものとする。

(市町村に対する資金の融通等)
第六条 国は、市町村に対し、合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に関し、必要な資金の融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。

(事業の転換に関する計画の認定)
第七条 一般廃棄物処理業者等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(認定を受けた者に対する金融上の措置)
第八条 国又は地方公共団体は、前条第一項の認定を受けた一般廃棄物処理業者等を行う者に対し、当該認定を受けた計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金につき、金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(就職のあつせん等)
第九条 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業者等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(特別区に関する特例)
第十条 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律(第二条を除く。)の規定中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の二 第一項第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年法律第 号)を施行すること。

(村田秀三君登壇、拍手)
○村田秀三君 ただいま議題となりました下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法案は、一般廃棄物処理業者等が下

水道の整備等によつて受ける著しい影響を緩和するため、市町村が定める合理化計画に基づいて、その経営の近代化及び規模の適正化を図るとともに、その業務の転換及び従業員の転換に対する援助を行おうとするものであります。

三五二

その主な内容は、第一に、本法が適用対象とする一般廃棄物処理業者等は、市町村長の許可を受け、または市町村の委託を受けて行うし尿処理業者、その他政令で定める事業とすること。

第二に、市町村は下水道計画等との調整を考慮し、一般廃棄物処理業者等についての合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けること。

第三に、市町村は合理化事業計画に基づいて合理化事業を実施することとし、この場合、国は市町村に対して必要な資金の融通またはあつせん等の援助に努めること。

第四に、国または地方公共団体は、一般廃棄物処理業者等を行う者が事業の転換を行う場合、転換に必要な資金についての金融上の措置並びに従事者に対する職業訓練の実施、就職のあつせん等の措置を講ずるよう努めること等であり、

なお、本法は衆議院社会労働委員長提出に係るものであります。
委員会において採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。
○議長(河野謙三君) 日程第四 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

田悠紀夫君。

審査報告書

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年四月二十二日

商工委員長 林田悠紀夫

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、高圧ガス製造事業の大規模化、
複雑化等に対処し保安の確保を図るため、高圧
ガス製造事業所における保安管理体制を強化す
るための措置を講じ、並びに特定の高圧ガス製
造設備及び高圧ガスを充てんする容器等に対す
る規制を強化改善するとともに、液化石油ガス
等による災害の防止に資するため、高圧ガス保
安協会の業務を拡充し、及び同協会に対し政府
出資を行うとするものであつて、妥当な措置
と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う経費として、昭和五十年度一
般会計予算に高圧ガス保安協会特定事業運営費
三億四千五百七十六千円、高圧ガス及び液化
石油ガス保安対策費五千四百九十八万一千円が
それぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、公共の安全の確保
を全うするため、次の諸点について適切な措置を
講ずべきである。

一、コンビナート防災対策について、近年頻発し
た事故の教訓を生かし、省庁別保安行政の制約
をこえた総合的防災対策を早急に樹立するとと
もに、そのもとにおける関係法令の整備と整

合、関係行政機関の機能の連繫強化、および企
業の共同防災体制の確立をはかること。

二、企業内の保安管理組織については、単に工場
単位の組織強化にとどまらず、企業経営者をも
含めた保安体制の確立に努めるよう指導する
とともに、危害予防規程および保安教育計画の作
成ならびに保安教育の実施にあつては、現場
従業員の見解を尊重することとし、さらに保安
技術有資格者の充足に万全を期すること。

三、高圧ガス保安協会について、業務の拡大、国
の財政援助等の拡充強化策が講じられること
に、かんがみ、その組織、人員、業務遂行など体制
全般にわたる、公正および中立性が責められるよ
う、とくに配慮すること。

四、一般家庭の液化石油ガス消費に伴う災害の絶
滅を期するため、販売事業者に対する監督・指
導の強化に努めるとともに、消費者に対する啓
蒙・指導の徹底および消費設備、安全機器等の
改善をはかること。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 容器、機器及び原料ガス(第四十条―第五十九条)」を
「第四章 容器等
第一節 容器及び容器の
第二節 特定設備(第
二二款 指定検査機
第三節 冷凍機器及び原

附属品(第四十条―第五十六条の二)
第五十六条の三―第五十六条の六
第五十六条の七―第五十六条の十九
料ガス(第五十七―第五十九条)」
に、「第四節 業務(第五十九条の二十八―第五十九条の三十)

三)を「第四節 業務(第五十九条の二十八―第五十九条の三十)
三)を「第四節の二 財務及び会計(第五十九条の三十一―第五十九条の三十三の七)」に、「第五十九
条の三十六)」を「第五十九条の三十六・第五十九条の三十七)」に改める。

五、高圧ガス保安行政体制を一層強化するため、
国および地方公共団体の組織・予算の充実をは
かり、必要な人員およびその質的水準を確保す
るとともに、保安行政に現場従業員および一般
消費者の意見を十分反映させることとし、省令
の改正等に際してもこの点を配慮するよう努め
ること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十年三月二十五日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月二十五日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

第三條第二項中「第五十六條まで、第五十九條」
を「第五十六條の二まで」に改める。

第五條第二項を削り、同條第三項中「一日の冷
凍能力が三トン以上の設備を使用して冷凍のため
ガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をす
る者(第一項第二号に掲げる者を除く。以下「第
二種製造者」という。)」を「次の各号の一に該当す
る者」に、「製造開始の日」を「当該各号に定める
日」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同
條第二項とする。

一 高圧ガスの製造の事業を行う者(前項第一
号に掲げる者及び冷凍のため高圧ガスの製造
をする者を除く。)、事業開始の日

二 一日の冷凍能力が三トン以上の設備を使用
して冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して
高圧ガスの製造をする者(前項第二号に掲げ
る者を除く。)、製造開始の日

第五條第四項中「前項」を「前項第二号」に改め、
同項を同條第三項とする。

第八條第一号中「第二十一條第一項」を「第二十
條の二、第二十一條第一項、第二十七條の二第四
項、第二十七條の三第一項、第二十七條の四第一
項、第三十二條第十項」に、「第六十條」を「第六十
條第一項」に改める。

第十二條第一項中「第二種製造者」を「第五條第
二項各号に掲げる者(以下「第二種製造者」とい
う。)」に改める。

第十三條を削る。

第十三條の二中「前三條」を「前二條」に改め、同
條を第十三條とする。

第二十條の二 第五條第一項又は第十四條第一項
の許可を受けた者は、第五十六條の三第一項又
は第二項の特定設備検査を受け、これに合格し
た設備であつて、第五十六條の四第一項の特定
設備検査合格証によりその旨の確認をすること
ができるものに係る製造のための施設につき、
通商産業省令で定める期間内に前條の完成検査

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

を受けるときは、当該設備については、同条の完成検査を受けることを要しない。

第二十一条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第五条第一項に規定する者又は第二種製造者」を「第二種製造者であつて、第五条第二項第二号に掲げるもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二種製造者であつて、第五条第二項第一号に掲げるものは、高圧ガスの製造の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 車両(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。)により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第二十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者のうち一日に製造をする高圧ガスの容積が通商産業省令で定める容積以上である者は、前項の認可の申請をする場合には、当該危害予防規程について高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)の意見を聴き、その意見書を添付しなければならない。

第二十七条第四項中「高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)」を「協会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないとき認めるときは、前

項の保安教育計画の変更を命ずることができらる。

第二十七条の次に次の三条を加える。

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員)

第二十七条之二 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者(一日に製造をする高圧ガスの容積が通商産業省令で定める容積以下である者その他通商産業省令で定める者を除く。)は、事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安統括者(以下「保安統括者」という。)を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わなければならない。

2 保安統括者は、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 第一項に規定する第一種製造者は、事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安責任者免状(以下「製造保安責任者免状」という。)の交付を受けている者のうちから、高圧ガス製造保安技術管理者(以下「保安技術管理者」という。)を選任し、第三十二条第二項に規定する職務を行わなければならない。

4 第一項に規定する第一種製造者は、通商産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに、通商産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、高圧ガス製造保安係員(以下「保安係員」という。)を選任し、第三十二条第三項に規定する職務を行わなければならない。

5 第一項に規定する第一種製造者は、同項、第三項又は前項の規定により保安統括者、保安技術管理者又は保安係員を選任したときは、遅滞

なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 第一項に規定する第一種製造者は、通商産業省令で定めるところにより、保安係員に協会が行う高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせなければならない。

(保安主任者及び保安企画推進員)

第二十七条之三 前条第一項に規定する第一種製造者のうち一日に製造をする高圧ガスの容積が通商産業省令で定める容積以上である者は、通商産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに、通商産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、高圧ガス製造保安主任者(以下「保安主任者」という。)を選任し、第三十二条第四項に規定する職務を行わなければならない。

2 前項に規定する第一種製造者は、事業所ごとに、通商産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安企画推進員(以下「保安企画推進員」という。)を選任し、第三十二条第五項に規定する職務を行わなければならない。

3 前条第五項の規定は保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任について、同条第六項の規定はこれらの者に係る講習について準用する。

(冷凍保安責任者)

第二十七条之四 第一種製造者であつて、第五条第一項第二号に規定する者(製造のための施設が通商産業省令で定める施設である者その他通商産業省令で定める者を除く。)は、事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、冷凍保安責任者を選任し、第三十二条第六項に規定する職務を行わなければならない。

第二十八条の見出し中「作業主任者」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「以下の条及び」を削り、「通商産業省令で定めるところに従い」を「通商産業省令で定めるところにより」に、「高圧ガスの販売に係る保安について監督」を「第三十二条第七項に規定する職務」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「特定高圧ガスの消費に係る保安について監督を行なわせ」を「第三十二条第八項に規定する職務を行なわせ」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第二十七条の二第五項の規定は、販売主任者又は取扱主任者の選任又は解任について準用する。

第二十八条第四項を削る。

第二十九条の前の見出し中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に改め、同条第一項を次のように改める。

製造保安責任者免状の種類は、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状とし、販売主任者免状の種類は、第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状とする。

第二十九条第二項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に、「製造の作業」を「製造」に、「監督を行なう」を「職務を行なう」に改め、同条第三項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に、「高圧ガス作業主任者試験(以下「作業主任者試験」という。)」を「高圧ガス製造保安責任者試験(以下「製造保安責任者試験」という。)」に、「製造の作業」を「製造」に改め、同条第四項及び第五項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に改める。

第三十条中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に、「基く」を「基づく」に改める。

第三十一条の見出し及び同条第一項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に改める。

任者試験」を「製造保安責任者試験」に改め、同条第二項中「作業主任者試験」を「製造保安責任者試験」に、「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「作業主任者試験」を「製造保安責任者試験」に改め、同条第四項中「作業主任者試験」を「製造保安責任者試験」に改める。

第三十二条の見出しを「保安統括者等の職務等」に改め、同条第二項中「作業主任者」を「保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者若しくは冷凍保安責任者若しくは」に、「基く」を「基づく」に改め、同項を同条第十項とし、同条第一項中「作業主任者」を「保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者、保安企画推進員若しくは冷凍保安責任者若しくは」に改め、同項を同条第九項とし、同条に第一項から第八項までとして次のように加える。

- 1 保安統括者は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。
- 2 保安技術管理者は、保安統括者を補佐して、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。
- 3 保安係員は、製造のための施設の維持、製造の方法の監視その他高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項で通商産業省令で定めるものを管理する。
- 4 保安主任者は、保安技術管理者（保安技術管理者が選任されない事業所においては、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項に關し保安統括者）を補佐して、保安係員を指揮する。
- 5 保安企画推進員は、危書予防規程の立案及び整備、保安教育計画の立案及び推進その他高圧ガスの製造に係る保安に関する業務で通商産業省令で定めるものに関し、保安統括者を補佐する。
- 6 冷凍保安責任者は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を管理する。

安に関する業務を管理する。
7 販売主任者は、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。
8 取扱主任者は、特定高圧ガスの消費に係る保安に関する業務を管理する。

第三十三条の見出し中「作業主任者」を「保安統括者等」に改め、同条第一項中「第一種製造者」を「第二十七條の二第一項又は第二十七條の四第一項に規定する第一種製造者」に、「第二十八條第一項の区分に従い、作業主任者免状を有する者のうちから」を「通商産業省令で定めるところにより」に、「作業主任者の」を「保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者若しくは保安企画推進員又は冷凍保安責任者（以下「保安統括者等」と総称する。）の」に、「作業主任者が」を「保安統括者等が」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は冷凍保安責任者の代理者については通商産業省令で定めるところにより製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、保安企画推進員の代理者については第二十七條の三第二項の通商産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者のうちから、選任しなければならない。
第三十三條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「作業主任者」を「保安統括者等」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。
第三十七條の二第五項の規定は、第一項の代理者の選任又は解任について準用する。
第三十四條の見出し中「作業主任者等」を「保安統括者等」に改め、同条中「作業主任者」を「保安統括者等」に、「基く」を「基づく」に、「第一種製造者」を「第二十七條の二第一項若しくは第二十七條の四第一項に規定する第一種製造者」に改める。
第三十六條第二項中「警察官」の下に、「消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官」を加える。

第三十七條第一項中「第三項」を「第二項」に改める。
第三十八條の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「第二十六條第三項」を「第二十六條第四項、第二十七條第二項」に、「次条第二号」を「同条第二号」に改め、同項第四号中「第二十八條第一項又は第二項」を「第二十七條の二第一項、第三項、第四項若しくは第六項（第二十七條の三第三項において準用する場合を含む。）」に、「第二十七條の三第一項若しくは第二項、第二十七條の四第一項又は第二十八條第一項」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「次条第二号」を「同条第二号」に改め、同項第三号中「第二十八條第三項」を「第二十八條第二項」に改める。

「第四章 容器、機器及び原料ガス」を「第四章 容器等」に改める。
第四章第四十條の前に次の節名を付する。
第一節 容器及び容器的の附属品
第四十五條第一項中「すみやかに」を「その容器が通商産業省令で定める種類の高圧ガスを通商産業省令で定める圧力以下の圧力で充てんする容器であつて、その内容積が百二十リットル未満のものである場合を除き、速やかに」に改め、同条の次に次の一條を加える。
（刻印）
第四十五條の二 通商産業大臣又は協会は、容器が容器検査に合格した場合において、その容器が前条第一項の通商産業省令で定める種類の高圧ガスを同項の通商産業省令で定める圧力以下の圧力で充てんする容器であつて、その内容積が百二十リットル未満のものであるときは、速やかに、その容器に、通商産業省令で定める方式による刻印をしなければならぬ。

何人も、前項又は第五十四條第二項に規定する場合のほか、容器に、前項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をしてはならない。

第四十六條の見出しを「表示」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「第四十五條第一項」に改め、「受けたとき」の下に、「又は前条第一項の規定により容器に刻印がされたとき」を加え、「刻印及び」を削り、同条第二項中「の外」を「のほか」に改め、「刻印若しくは」を削り、「これらと」を「これと」に改める。
第四十七條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「充てんして」を「充てんして」に改め、「譲り受ける場合」の下に「第四十五條の二第一項の刻印がされた容器（以下「特定容器」という。）を譲渡し、若しくは譲り受ける場合」を加え、「充てんしたもの」を「充てんしたもの」に改め、同条に次の二項を加える。

3 特定容器を譲り受けた者は、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その特定容器に、表示をしなければならぬ。その表示が滅失したときも、同様とする。
4 何人も、前項に規定する場合のほか、特定容器に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第四十八條の見出しを「（充てん）」に改め、同条第一項中「充てんする」を「充てんする」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「受けているもの」を「受けており、又は第四十五條の二第一項の刻印がされているもの」に改め、同項第三号中「附属品」の下に、「以下この号及び次項において同じ。」を加え、「であつて、通商産業省令で定める規格に適合するもの」を削り、「あること」の下に、「この場合において、そのバルブが第四十九條の二第一項の通商産業省令で定める附属品に該当するときは、そのバルブが附属品検査を受け、これに合格し、かつ、第四十九條の三第一項の刻印がされているもの（附属品検査又は附属品再検査を受けた後通商産業省令で定める期間を経過したもので又は損傷を受けたものである場合にあつては、附属品再検査を受け、これに合格し、かつ、第四十九條の四第三項の刻印がされているもの）」であること

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号 高压ガス取締法の一部を改正する法律案

と。」を加え、同項第五号中「且つ、」を「かつ、特
定容器以外の容器(以下「一般容器」という。)にあ
つては」、「記載がされているもの」を「記載がさ
れており、特定容器にあつては次条第四項の刻印
がされているもの」に改め、同条第二項を次のよ
うに改める。

2 容器に充てんする高压ガスは、その容器が一
般容器である場合には第一号及び第三号、その
容器が特定容器である場合には第二号及び第三
号に適合するものでなければならぬ。

一 容器証明書に記載された種類の高压ガスで
あり、かつ、圧縮ガスにあつては容器証明書
に記載された圧力以下のものであり、液化ガ
スにあつては通商産業省令で定める方法によ
り容器証明書に記載された内容積に応じて計
算した質量以下のものであること。

二 第四十五条の二第一項の刻印において示さ
れた種類の高压ガスであり、かつ、圧縮ガス
にあつてはその刻印において示された圧力以
下のものであり、液化ガスにあつては前号の
通商産業省令で定める方法によりその刻印に
おいて示された内容積に応じて計算した質量
以下のものであること。

三 その容器に装置されているバルブが第四十
九条の二第一項の通商産業省令で定める附属
品に該当するときは、第四十九条の三第一項
の刻印において示された種類の高压ガスであ
り、かつ、圧縮ガスにあつてはその刻印にお
いて示された圧力以下のものであり、液化ガ
スにあつては通商産業省令で定める方法によ
りその刻印において示された圧力に応じて計
算した質量以下のものであること。

第四十九条第三項中「すみやかに、これに通商
産業省令で定める方式による刻印をし、且つ」を
「その容器が第四十五条の二第一項に規定する容
器である場合を除き、速やかに」、「容器証明書」
を「その容器に、表示をし、かつ、容器証明書に改
め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中

「前項に」を「前二項に」に、「の外を」のほかに、
「前項の」を「前二項の表示若しくは」に、「これと紛
らわしい」を「これらと紛らわしい表示若しくは」
に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次
に次の一項を加える。

4 通商産業大臣若しくは協会又は容器検査所
の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格し
た場合において、その容器が第四十五条の二第
一項に規定する容器であるときは、速やかに、
その容器に、通商産業省令で定める方式による
刻印をしなければならぬ。

第四十九条の次に次の三項を加える。
(附属品検査)

第四十九条の二 バルブその他の容器的附属品で
通商産業省令で定めるもの(第五十九条の九を
除き、以下単に「附属品」という。)の製造又は輸
入をした者は、通商産業大臣又は協会が行う附
属品検査を受け、これに合格したものでなければ
ならない。ただし、輸出その他の用途に供する附
属品であつて、通商産業大臣の許可を受けたも
の及び高压ガスを充てんして輸入された容器で
あつて、高压ガスを充てんしてあるものに装置
されている附属品については、この限りでな
い。

2 前項の附属品検査を受けようとする者は、そ
の附属品が装置される容器に充てんされるべき
高压ガスの種類及び圧力を明らかにしなければ
ならない。

3 第一項の附属品検査においては、その附属品
が通商産業省令で定める高压ガスの種類及び圧
力の大きさ別の附属品の規格に適合するとき
は、これを合格とする。
(刻印)

第四十九条の三 通商産業大臣又は協会は、附属
品が附属品検査に合格したときは、速やかに、
その附属品に、通商産業省令で定める方式によ
る刻印をしなければならない。

2 何人も、前項に規定する場合のほか、附属品
に、同項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をし
てはならない。
(附属品再検査)

第四十九条の四 附属品再検査は、通商産業大臣
若しくは協会又は容器検査所の登録を受けた者
が行う。

2 附属品再検査においては、その附属品が通商
産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大
きさ別の附属品の規格に適合しているときは、
これを合格とする。

3 通商産業大臣若しくは協会又は容器検査所
の登録を受けた者は、附属品が附属品再検査に合
格したときは、速やかに、その附属品に、通商
産業省令で定める方式による刻印をしなければ
ならない。

4 何人も、前項に規定する場合のほか、附属品
に、同項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をし
てはならない。

5 第四十九条第六項の規定は、附属品再検査を
行うべき場所に準用する。

第五十条第四項中「容器再検査」の下に「又は附
属品再検査」を加え、「容器的種類」を「容器又は附
属品の種類」に改める。

第五十一条第一項中「容器再検査」の下に「又は
附属品再検査」を加える。

第五十二条第一項中「容器的製造の作業に關す
る知識及び経験」を「条件に適合する知識経験」に、
「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に改
め、「容器再検査」の下に「又は附属品再検査」を加
え、同条第四項中「基く」を「基づく」に改め、
「容器再検査」の下に「若しくは附属品再検査」を加
える。

第五十三条の見出し中「取消等」を「取消し等」に
改め、同条中「左の」を「次の」に改め、「容器再檢
査」の下に「若しくは附属品再検査」を加え、同条
第二号中「若しくは第四項」を「から第五項まで、
第四十九条の四第三項若しくは第四項」に改め、

同条第四号中「第六十条」を「第六十条第一項」に改
める。

第五十四条の見出しを「(容器に充てんする高压
ガスの種類又は圧力の變更)」に改め、同条第一項
中「充てんしようとする」を「充てんしようとする」
に、「通商産業大臣又は協会に申請し、容器証明
書の書換を受けなければ」を「次の各号に掲げる区
分に従い、当該各号に定める措置をすべきことを通
商産業大臣又は協会に申請しなければ」に改め、
同項に次の各号を加える。

一 申請に係る容器が一般容器である場合にお
いて、その内容積が百二十リットル以上であ
るとき、又はその内容積が百二十リットル未
満であり、かつ、その變更後の高压ガスの種
類が第四十五条第一項の通商産業省令で定め
る種類の高压ガス以外の高压ガスであり、若
しくはその變更後の圧力が同項の通商産業省
令で定める圧力を超える圧力であるとき、容
器証明書の書換え

二 申請に係る容器が一般容器であり、かつ、
その内容積が百二十リットル未満のものであ
る場合において、その變更後の高压ガスの種
類が第四十五条第一項の通商産業省令で定め
る種類の高压ガスであり、かつ、その變更後
の圧力が同項の通商産業省令で定める圧力以
下の圧力であるとき、第四十五条の二第一項
の規定による刻印

三 申請に係る容器が特定容器である場合にお
いて、その變更後の高压ガスの種類又は圧力
が第一号に規定する場合に該当するとき、容
器証明書の交付

四 申請に係る容器が特定容器である場合にお
いて、その變更後の高压ガスの種類及び圧力
が第二号に規定する場合に該当するとき、第
四十五条の二第一項の規定による刻印

第五十四条第二項中「前項の書換の」を「前項の
規定による」に、「すみやかに、書換を行わなけれ
ば」を「速やかに、前項各号に定める措置をしなけ
れば」に改め、

れば」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その措置が同項第三号又は第四号に定める措置であるときは、通商産業大臣又は協会は、その容器にされていた第四十五号の二第一項の刻印をまつ消しななければならぬ。

第五十四条第三項中「前項の書換を受けた者は」を「第一項の規定による申請をした者は、前項の規定により当該容器について第一項各号に定める措置がされたときは」に、「当該容器に、第四十六条第一項に規定する刻印及び」を、「通商産業省令で定めるところにより、その容器に、第四十六条第一項に規定する」に改める。

第五十五条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「前条第一項の書換を受けることができなかった」を「前条第一項第一号又は第二号に定める措置がされなかつた」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 容器について前条第一項第二号に定める措置がされたとき。

第五十六条第三項中「第五十四条第一項の書換を受けることができなかった」を「第五十四条第一項各号に定める措置がされなかつた」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、附属品検査又は附属品再検査に合格しなかつた附属品について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「これ」とあるのは、「その附属品が装置される容器に」と、「第四十四条第三項」とあるのは、「第四十九号の二第三項」と、前項中「三箇月以内」に「第五十四条第一項各号に定める措置がされなかつたとき」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第五十六条の次に次の一条、一節及び節名を加える。

(容器製造等の廃止の届出)

第五十六条の二 容器製造業者又は容器検査所の

登録を受けた者は、容器の製造の事業又は容器再検査若しくは附属品再検査の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

第二節 特定設備

第一款 特定設備

(特定設備検査)

第五十六条の三 高圧ガスの製造(製造に係る貯蔵を含む)のための設備のうち、高圧ガスの爆発その他の災害の発生を防止するためには設計の検査、材料の品質の検査又は製造中の検査を行うことが特に必要なものとして通商産業省令で定める設備(以下「特定設備」という。)の製造をする者は、通商産業省令で定めるところにより、その特定設備について、通商産業省令で定める製造の工程ごとに、通商産業大臣、協会又は通商産業大臣が指定する者(以下「指定検査機関」という。)が行う特定設備検査を受けなければならない。ただし、輸出その他の用途に供する特定設備であつて、通商産業大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

2 特定設備の輸入をした者は、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その特定設備について、通商産業大臣、協会又は指定検査機関が行う特定設備検査を受けなければならない。

3 前二項の特定設備検査においては、当該特定設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。

(特定設備検査合格証)

第五十六条の四 通商産業大臣、協会又は指定検査機関は、特定設備が特定設備検査に合格したときは、速やかに、特定設備検査を受けた者に対し、特定設備検査合格証を交付しなければならない。

2 特定設備検査合格証の様式は、通商産業省令で定める。

3 第四十五条第二項及び第三項の規定は、特定

設備検査合格証について準用する。この場合において、同項中「協会の交付に係るものであるときは協会」とあるのは、「協会の交付に係るものであるときは協会に、その特定設備検査合格証が指定検査機関の交付に係るものであるときは指定検査機関」と読み替えるものとする。

(表示)

第五十六条の五 特定設備検査を受けた者は、前条第一項の規定により特定設備検査合格証の交付を受けたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その特定設備に、表示をしなければならない。

2 何人も、前項に規定する場合のほか、特定設備に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(準用)

第五十六条の六 第五十五条(第一号及び第一号の二を除く。)の規定は、特定設備検査合格証の交付を受けている者に準用する。この場合において、同条中「又は協会」とあるのは、「協会又は指定検査機関」と読み替えるものとする。

第二款 指定検査機関

(指定)

第五十六条の七 第五十六条の三第一項の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、特定設備検査を行うとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第五十六条の八 次の各号の一に該当する者は、第五十六条の三第一項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分と違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第五十六条の十九の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員のうち、次のいずれ

かに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

(指定の基準)

第五十六条の九 通商産業大臣は、第五十六条の三第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて特定設備検査を行うものであること。
- 二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定設備検査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。
- 三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員が構成が特定設備検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 特定設備検査の業務以外の業務を行つてい

る場合には、その業務を行うことによつて特定設備検査が公正になるおそれがないものであること。

五 特定設備検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る特定設備検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(特定設備検査の義務)

第五十六条の十 指定検査機関は、特定設備検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、特定設備検査を行わなければならない。

2 指定検査機関は、特定設備検査を行うとき

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

三五八

は、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者に特定設備検査を実施させなければならない。

(事業所の変更の届出)

第五十六条の十一 指定検査機関は、特定設備検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第五十六条の十二 指定検査機関は、特定設備検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が特定設備検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第五十六条の十三 指定検査機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、特定設備検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第五十六条の十四 指定検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。(役員等の選任及び解任)

第五十六条の十五 指定検査機関の役員等の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

ば、その効力を生じない。

(解任命令)

第五十六条の十六 通商産業大臣は、指定検査機関の役員又は第五十六条の九第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員等の地位)

第五十六条の十七 特定設備検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第五十六条の十八 通商産業大臣は、指定検査機関が第五十六条の九第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第五十六条の十九 通商産業大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定設備検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第五十六条の八第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 三 第五十六条の十二第一項の認可を受けた業務規程によらないで特定設備検査を行つたとき。
- 四 第五十六条の十二第三項、第五十六条の十六又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第五十六条の三第一項の指定を受けるとき。

第三節 冷凍機器等及び原料ガス

第五十七条第三項を次のように改める。

3 機器製造業者は、その機器を用いた設備が第八号第一号又は第十二条第一項の技術上の基準に適合することを確保するように通商産業省令で定める技術上の基準に従つてその機器の製造をしなければならない。

第五十九条の見出し中「容器製造等」を「機器等の製造の事業」に改め、同条中「容器製造業者、機器製造業者若しくは」を「機器製造業者又は」に改め、「又は容器検査所の登録を受けた者」及び「又は容器再検査の業務」を削る。

第五十九条の四の次に次の一条を加える。

(資本金)

第五十九条の四の二 協会の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第五十九条の八中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第五十九条の九第四号中「容器製造業者」の下に「及び容器の附属品の製造の事業を行う者」を加え、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第五十六条の三第一項の指定検査機関

第五十九条の十三第二項及び第三項中「定款で定める」を「会長が定める」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第五十九条の十五中「次の各号の一に該当する者」を「政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)」に改め、各号を削る。

第五十九条の二十七中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第五十九条の二十八第一号中「及び指導」の下に「並びに情報の収集及び提供」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 危害予防規程について第二十六条第二項に規定する第一種製造者に意見を述べること。

第五十九条の二十八第三号中「第三十一条第三項」を「第二十七条の二第六項 第三十一条第三項」に、「第二十条第三項」を「第十九条第三項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「又は第四十九条第一項の容器再検査」を、「第四十九条第一項の容器再検査、第四十九条の二第一項の附属品検査、第四十九条の四第一項の附属品再検査又は第五十六条の三第一項若しくは第二項の特定設備検査」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、第五十九条の二の目的を達成するために必要な業務

第五十九条の二十八に次の一項を加える。

2 協会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第五十九条の三十の次に次の節名を付する。

第四節の二 財務及び会計

第五十九条の三十二中「事業計画」の下に「資金計画」を加える。

第五十九条の三十三を次のように改める。

(財務諸表)

第五十九条の三十三 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を通商産

業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第四章の二第五節の前に次の六条を加える。

(利益及び損失の処理)

第五十九条の三十三の二 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金の認可)

第五十九条の三十三の三 協会は、借入金をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余剰金の運用)

第五十九条の三十三の四 協会は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第五十九条の三十三の五 協会は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十九条の三十三の六 協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を

受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第五十九条の三十三の七 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章の二第六節中第五十九条の三十六の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣との協議)

第五十九条の三十七 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第五十九条の二十八第二項、第五十九条の二十九第一項、第五十九条の三十二、第五十九条の三十三の三又は第五十九条の三十三の五の認可をしようとするとき。
- 二 第五十九条の三十三第一項又は第五十九条の三十三の六の承認をしようとするとき。
- 三 第五十九条の三十三の四第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第五十九条の二十九第二項、第五十九条の三十三の五又は第五十九条の三十三の七の通商産業省令を定めようとするとき。

第六十条中「登録を受けた者は」の下に、「通商産業省令で定めるところにより」を、「容器再検査」の下に「若しくは附属品再検査」を加え、「記載しなければならない」を「記載し、これを保存しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定検査機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定設備検査について、通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第六十一条に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、指定検査機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

第六十二条第四項中「又は第二項」を「から第三

項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「提示しなければ」を「提示しなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、公共の安全の維持又は災害

の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、指定検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第七十三条第一項の表を次のように改める。

手数料を納付すべき者	金額
一 第五条第一項の許可を受けようとする者	二十七万円
二 第六条の許可を受けようとする者	三万八千円
三 第十四条第一項の許可を受けようとする者	二十三万円
四 第十四条の三第一項の許可を受けようとする者	三万四千円
五 第十六条第一項の許可を受けようとする者	三万四千円
六 第十九条第一項の許可を受けようとする者	三万円
七 第十九条の完成検査を受けようとする者	二十万円
八 第二十条第一項の許可を受けようとする者	二万二千円
九 製造保安責任者試験を受けようとする者	二千元
十 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者	千四百円
十一 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者	千円
十二 販売主任者試験を受けようとする者	千三百円
十三 販売主任者免状の交付を受けようとする者	千四百円
十四 販売主任者免状の再交付を受けようとする者	千円
十五 保安検査(協会が行うものを除く)を受ける者	三十万円
十六 容器検査(協会が行うものを除く)又は容器再検査(協会又は容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く)を受けようとする者	
イ 温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするため	
の容器	
1 内容積千リットル以上の容器	一個につき六千円に千リットル又ははその端数を増すごとに六百円を加算した額
2 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	一個につき六千円
3 内容積五百リットル未満の容器	一個につき三千円
ロ その他の容器	
1 内容積千リットル以上の容器	一個につき三千円に千リットル又ははその端数を増すごとに二百十円を加算した額
2 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	一個につき三千円

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号 高压ガス取締法の一部を改正する法律案

3 内容積五百リットル未満の容器

十七 容器証明書又は特定設備検査合格証の再交付(協会又は指定検査機関が行うものを除く)を受けようとする者

十八 容器検査所の登録又はその更新を受けようとする者

十九 第五十四条第一項各号に定める措置(協会が行うものを除く)を受けようとする者

二十 附属品検査(協会が行うものを除く)又は附属品再検査(協会又は容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く)を受けようとする者

イ 内容積千リットル以上の容器の附属品

ロ 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器の附属品

ハ 内容積五百リットル未満の容器の附属品

二十一 特定設備検査(協会又は指定検査機関が行うものを除く)を受けようとする者

一個につき

百二十円

五百円

一万二千元

三百円

一個につき

五百七十円

二百十円

十五円

二十四万円

知事に通報しなければならない。

第七十四条の次に次の一条を加える。

(公示)

第七十四条の二 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第五十六条の三第一項の指定をしたとき。

二 第五十六条の十一の規定による届出があつたとき。

三 第五十六条の十三の許可をしたとき。

四 第五十六条の十九の規定により指定を取り消し、又は特定設備検査の業務の停止を命じたとき。

第七十五条中、「第十三条の二」を削り、「第四

十八条第一項第三号若しくは第四号」を「第四十八

条第一項第四号」に改め、「第四十九條第二項」の

下に、「第四十九條の二第三項、第四十九條の四

第二項」を、「第五十条第三項」の下に、「第五十六

条の三第三項」を加え、「聞く」を「聴く」に、「聞か

なければ」を「聴かなければ」に改める。

第七十六条第一項中「又は第五十三条」を、「第

五十三条、第五十六条の十六又は第五十六条の十

九」に改める。

第七十七条(見出しを含む)中「又は容器検査所

の登録を受けた者」を、「容器検査所の登録を受け

た者又は指定検査機関」に改める。

第七十八条中「又は容器再検査」を、「容器再檢

査、附属品検査、附属品再検査又は特定設備檢

査」に改める。

第七十八条の二の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第七十八条の三 この法律の規定に基づき命令を

制定し、又は改廃する場合においては、その命

令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と

判断される範囲内において、所要の経過措置

(罰則に関する経過措置を含む)を定めること

ができる。

第八十条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「五

十万円」に改める。

第八十条の二中「三万円」を「十万円」に改め、同

条を第八十条の三とし、第八十条の次に次の一条

を加える。

第八十条の二 第五十六条の十九の規定による業

務の停止の命令に違反した場合には、その違反

行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一

年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処

し、又はこれを併科する。

第八十一条中「左の」を「次の」に、「三万円」を

「三十万円」に改め、同条第三号中「第二十八條第

一項若しくは第二項」を「第二十七條の二第一項、第

三項若しくは第四項、第二十七條の三第一項若し

くは第二項、第二十七條の四第一項、第二十八條

第一項」に、「第五十二条第一項又は第五十九條

の三十第一項若しくは第二項」を、「又は第五十二條

第一項」に改め、同条第八号中「第四十九條第三

項又は第五十四條第三項」を「第四十七條第三項、第

五十四條第三項又は第五十六条の五第一項」に改

め、「刻印若しくは」を削り、同条第九号中「又は

第四十九條第三項」を削り、同号の次に次の二号

を加える。

九の二 第四十九條第三項の規定による表示若

しくは裏書をせず、又は虚偽の表示若しくは

裏書をした容器検査所の登録を受けた者

九の三 第四十九條第四項又は第四十九條の四

第三項の規定による刻印をせず、又は虚偽の

刻印をした容器検査所の登録を受けた者

第八十二条中「左の」を「次の」に、「三万円」を

「二十万円」に改め、同条第一号中「第二十八條第

三項」を「第二十八條第二項」に改め、「第四十五條

第二項」の下に、「第五十六条の四第三項において

準用する場合を含む)、第四十五條の二第二項

を加え、「第四十九條第四項又は第五十一條第二

項」を「第四十七條第四項、第四十九條第五項、第

四十九條の二第一項、第四十九條の三第二項、第

四十九條の四第四項、第五十一條第二項又は第

五十六條の五第二項」に改め、同条第二号中「第

二十二條第三項」の下に、「又は第五十六條の三

第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号を削

る。

第八十三条中「左の」を「次の」に、「一万円」を

「十万円」に改め、同条第一号中「第五條第二項若

しくは第三項」を「第五條第二項」に、「第二十八條

第四項、第三十三條第二項」を「第二十七條の二第

五項(第二十七條の三第三項、第二十七條の四第

二項、第二十八條第三項又は第三十三條第三項に

おいて準用する場合を含む)」に改め、「第五十二

條第二項」の下に、「第五十六條の二」を加え、同

条第二号中「第十三條の二」を削り、「第五十五

條」の下に、「第五十六條の六において準用する場

合を含む)」を加え、「第五十六條第二項」を「第五

十六條第三項(同条第四項において準用する場合

を含む)、第五十七條第三項」に改め、同条第三

号中「第五十六條第一項」の下に、「同条第四項にお

いて準用する場合を含む)」を加え、同条第四号

の二の次に次の一号を加える。

四の三 故なく都道府県知事又は警察官、消防

吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に
第三十六条第一項の事態の発生について虚偽
の届出をした者

第八十三条第五号中「第六十条の下に「第一項」
を加え、「又は虚偽の記載をした」を「虚偽の記載
をし、又は帳簿を保存しなかつた」に改め、同条
第六号中「第六十一条の下に「第一項」を加え、同
条第七号中「又は第二項」を「又は第三項」に改め、
同条の次に次の二条を加える。
第八十三条の二 次の各号の一に掲げる違反があ
つた場合には、その違反行為をした指定検査機
関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処す
る。

一 第五十六条の十三の許可を受けなくて特定
設備検査の業務の全部を廃止したとき。
二 第六十条第二項の規定による帳簿の記載を
せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しな
かつたとき。
三 第六十一条第二項の規定による報告をせ
ず、又は虚偽の報告をしたとき。
四 第六十二条第二項の規定による検査を拒
み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定
による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚
偽の答弁をしたとき。

第八十三条の三 第五十九条の三十五第一項の規
定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を
し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、
若しくは忌避した場合には、その違反行為をし
た協会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に
処する。

第八十四条中「前条」を「第八十三条」に、「罰す
る外を罰するほか」に改める。
第八十五条第三号中「第五十九条の二十八」の下
に「第一項」を加え、同条第五号を次のように改め
る。

五 第五十九条の三十三の四の規定に違反して
業務上の余裕金を運用したとき。

附則

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第七十五条の改正規定及び第七十八条の二
の次に一条を加える改正規定 公布の日
二 第二十九条及び第三十一条の改正規定、第
五十九條の四の次に一条を加える改正規定、第
五十九條の九、第五十九條の十三、第五十
九條の十五、第五十九條の十六及び第五十九
條の二十八の改正規定、第五十九條の三十二
及び第五十九條の三十三の改正規定、第四章
の二第五節の前に六条を加える改正規定、第
五十九條の三十六の次に一条を加える改正規
定、第七十三条の改正規定中製造保安責任者
試験、製造保安責任者免状、販売主任者試験
及び販売主任者免状に係る部分、第八十五条
の改正規定並びに附則第七條、第八條及び第
十三條 公布の日から起算して三月を超えな
い範囲内において政令で定める日
(経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前の高圧ガス取
締法(以下「旧法」という。)第五條第二項の規定
による届出をした者は、改正後の高圧ガス取締
法(以下「新法」という。)第五條第二項の規定に
よる届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に高圧ガスの製造(容
器に充てんすることを含む。以下この条及び附
則第十五条において同じ。)の事業を行つてい
る者(第一種製造者及び冷凍のため高圧ガスの製
造をしている者を除く。)であつて、事業開始の
日から三十日を経過してないもの(前項に規
定する者を除く。)については、同項中「当該各号に
定める日の二十日前までに」とあるのは、「高圧
ガス取締法の一部を改正する法律(昭和五十年
法律第 号)の施行の日から二十日を経過

する日までに」とする。
3 この法律の施行の日から起算して二十日を経
過する日までに高圧ガスの製造の事業を行うこ
ととなる者(新法第五條第一項第一号に掲げる
者及び冷凍のため高圧ガスの製造をすることと
なる者を除く。)であつて、第一項に規定する者
以外のものについては、新法第五條第二項の規定
の適用については、同項中「当該各号に定める
日の二十日前までに」とあるのは、「当該各号に
定める日までに」とする。
4 前二項に規定する者の高圧ガスの製造のため
の施設については、この法律の施行の日から六
月間は、新法第十二條第一項の規定は、適用し
ない。
5 第二項及び第三項に規定する者の高圧ガスの
製造については、この法律の施行の日から六月
間は、新法第十二條第二項の規定は適用せず、
なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に旧法第五條第三項の
規定による届出をした者は、新法第五條第二項
の規定による届出をしたものとみなす。
第四条 旧法第二十條の二第一項に規定する特定
設備であつて、この法律の施行前に同項又は同
法第八條第一号の技術上の基準に適合していると
認められたものに係る製造のための施設につ
き、旧法第二十條の二第三項の通商産業省令で
定められた期間内における新法第二十條の完成
検査については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第二十六條
第一項の規定により危予防規程の認可の申請
をしている第一種製造者であつて、新法第二十
六條第二項に規定する第一種製造者に相当する
ものについては、同項の規定は、適用しない。
第六条 保安技術管理者及び保安主任者並びにこ
れらの代理者についての新法第二十七條の第二
三項、第二十七條の三第一項及び第三十三條第
一項の規定の適用については、この法律の施行

の日から起算して一年間は、これらの規定中
「製造保安責任者免状の交付を受けている者」と
あるのは、「製造保安責任者免状の交付を受け
ている者又は通商産業省令で定める高圧ガスの
製造に係る保安に関する知識経験を有する者」
とする。
2 保安係員及びその代理者についての新法第二
十七條の二第四項及び第三十三條第一項の規定
の適用については、この法律の施行の日から起
算して三年間は、これらの規定中「製造保安責
任者免状の交付を受けている者」とあるのは、
「製造保安責任者免状の交付を受けている者又
は通商産業省令で定める高圧ガスの製造に係る
保安に関する知識経験を有する者」とする。
3 この法律の施行前に新法第二十七條の四第一
項に規定する第一種製造者に相当する者がした
旧法第二十八條第四項又は第三十三條第二項の
規定による届出に係る作業主任者又はその代理
者は、新法第二十七條の四第二項又は第三十三
條第三項の規定において準用する新法第二十七
條の二第五項の規定による届出に係る冷凍保安
責任者又はその代理者とみなす。
第七条 旧法の規定に基づいて交付された甲種化
学主任者免状、乙種化学主任者免状、丙種化学
主任者免状、甲種機械主任者免状、乙種機械主
任者免状、第一種冷凍機械主任者免状、第二種
冷凍機械主任者免状又は第三種冷凍機械主任者
免状は、それぞれ新法に基づいて交付された甲
種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種
化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機
械責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状、第
二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責
任者免状とみなす。
第八条 旧法第三十一條の規定に基づいて行われ
た作業主任者試験に合格している者は、新法第
三十一條の規定に基づいて行われた製造保安責
任者試験に合格しているものとみなす。
第九条 この法律の施行の際現に旧法第四十五條

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号 高压ガス取締法の一部を改正する法律案

第一項の規定に基づき交付されている容器証明書に係る容器であつて、新法第四十五条の第二項に規定する容器に相当する容器(この法律の施行後新法第四十七条第一項ただし書に規定する特定容器となつたものを除く。)が容器再検査に合格した場合における当該容器及び当該容器証明書についての新法第四十九条第四項及び第五十五条の規定の適用については、新法第四十九条第四項中「通商産業省令で定める方式による刻印」とあるのは「第四十五条の第二項の刻印及び通商産業省令で定める刻印」と、新法第五十五条第一号の二中「前条第一項第二号に定める措置」とあるのは「第四十五条の第二項の規定による刻印」とする。

2 新法第四十五条の第二項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される新法第四十九条第四項の規定により容器に新法第四十五条の第二項の刻印をする場合には、適用しない。

第十條 この法律の施行の際現に新法第四十九条の第二項に規定する附属品に相当する容器の附属品が装置されている容器については、新法第四十八条第一項第三号及び第二項第三号の規定は適用せず、なお従前の例による。

第二号に定める日以後遅滞なく」とする。第十四條 旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中これに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

第十五條 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第五項又は第十条の規定により従前の例によることとされる高压ガスの製造に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 液化石油ガス販売事業者は、通商産業省令で定めるところにより、業務主任者に協会の行う液化石油ガスによる災害の発生防止に関する講習を受けさせなければならない。

〔林田悠紀夫君登壇、拍手〕
○林田悠紀夫君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、高压ガス製造事業所に保安統括者等を配置して保安管理組織を強化すること。災害発生のおそれのある製造設備等について製造段階からの検査を義務づけること。高压ガス保安協会の業務を拡充し、国の財政援助等を行うこと等を主たる内容とするものであります。

検査の結果とコンビナート防災対策、工場の保安管理組織強化の方法、高压ガス保安協会の組織と運営のあり方、液化石油ガスの消費家庭における事故の現状等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案は全会一致をもって可決されました。午前十時十九分散會

出席者は左のとおり。
議長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君

議員
矢原 秀男君 野末 陳平君
喜屋武眞榮君 下村 泰君
塩出 啓典君 青島 幸男君
内田 善利君 峯山 昭範君
桑名 義治君 平井 卓志君
林 道君 上林繁次郎君
阿部 憲一君 藤原 房雄君
和田 春生君 栗林 卓司君
寺下 岩蔵君 黒柳 明君
矢追 秀彦君 原田 立君
木島 則夫君 寺本 広作君

林田悠紀夫君 鈴木 一弘君
宮崎 正義君 柏原 ヤス君
中村 利次君 山本茂一郎君
白木義一郎君 小平 芳平君
多田 省吾君 中尾 辰義君
中沢伊登子君 向井 長年君
最上 進君 梶木 又三君
宮田 輝君 藤川 一秋君
福岡日出磨君 鳩山威一郎君
秦野 章君 安孫子藤吉君
青井 政美君 有田 一寿君
糸山英太郎君 松岡 克由君
松垣徳太郎君 原 文兵衛君
細川 護熙君 上田 稔君
石本 茂君 長田 裕二君
中山 太郎君 小林 国司君
宮崎 正雄君 久保田藤磨君
山内 一郎君 柳田桃太郎君
内藤善三郎君 玉置 和郎君
岩動 道行君 西村 尚治君
鍋島 直昭君 新谷寅三郎君
上原 正吉君 小川 半次君
徳永 正利君 八木 一郎君
神田 博君 丸茂 重貞君
志村 愛子君 嶋崎 均君
永野 巖雄君 中村 太郎君
戸塚 進也君 若男 頼一君
遠藤 要君 大島 友治君
大鷹 淑子君 岡田 広君
上條 勝久君 斎藤 十朗君
高橋 邦雄君 古賀藤四郎君
黒住 忠行君 河本嘉久蔵君
金井 元彦君 川野辺 静君
土屋 義彦君 久次米健太郎君
初村滝一郎君 鈴木 省吾君
高田 浩運君 増田 盛君
江藤 智君 藤田 正明君
高橋雄之助君 楠 正俊君

大森 久可君	岡本 悟君
平泉 涉君	橋 直治君
安井 謙君	駒木 亨弘君
吉武 恵市君	増原 恵吉君
伊藤 五郎君	鹿島 俊雄君
巨 四郎君	温水 三郎君
矢田部 理君	案納 勝君
坂野 重信君	斎藤栄三郎君
青木 新次君	野田 哲君
対馬 孝且君	秦 豊君
佐藤 信二君	浜本 万三君
小山 一平君	今泉 正二君
稲嶺 一郎君	片岡 勝治君
田 英夫君	鈴木美枝子君
神沢 淨君	安田 隆明君
竹田 現照君	村田 秀三君
小野 明君	加藤 武徳君
二木 謙吾君	栗原 俊夫君
苗ヶ久保重光君	瀬谷 英行君
森 勝治君	木村 隼男君
熊谷太三郎君	源田 実君
羽生 三七君	戸叶 武君
竹田 四郎君	戸田 菊雄君
森中 守義君	近藤 忠孝君
山中 郁子君	粕谷 照美君
目黒今朝次郎君	内藤 功君
辻 一彦君	神谷信之助君
小谷 守君	上田 哲君
和田 静夫君	松本 英一君
立木 洋君	中村 波男君
川村 清一君	沢田 政治君
塚田 大願君	安永 英雄君
吉田忠三郎君	小柳 勇君
岩間 正男君	星野 力君
阿具根 登君	野々山一三君
秋山 長造君	加瀬 完君
上田耕一郎君	春日 正二君

國務大臣

外務大臣 宮澤 喜一君
 厚生大臣 田中 正巳君
 通商産業大臣 河本 敏夫君
 政府委員
 労働政務次官 中山 正暉君

議長の報告事項
 去る二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

山東 昭子君
 鈴木美枝子君
 中西 一郎君
 宮崎 正雄君
 初村滝一郎君
 斎藤 十朗君
 青井 政美君
 戸田 菊雄君
 野々山一三君
 最上 進君
 高橋 誉富君
 藤井 丙午君
 藤井 丙午君
 宮之原貞光君
 佐藤 隆君
 瀬谷 英行君
 和田 静夫君
 工藤 良平君
 矢原 秀男君
 須藤 五郎君
 星野 力君
 木島 則夫君
 野末 陳平君
 野末 陳平君
 案納 勝君
 二宮 文造君
 喜屋武眞榮君
 戸塚 進也君
 阿具根 登君

文教委員

大蔵委員
 山東 昭子君
 鈴木美枝子君
 中西 一郎君
 宮崎 正雄君
 初村滝一郎君
 斎藤 十朗君
 青井 政美君
 戸田 菊雄君
 野々山一三君
 最上 進君
 高橋 誉富君
 藤井 丙午君
 藤井 丙午君
 宮之原貞光君
 佐藤 隆君
 瀬谷 英行君
 和田 静夫君
 工藤 良平君
 矢原 秀男君
 須藤 五郎君
 星野 力君
 木島 則夫君
 野末 陳平君
 野末 陳平君
 案納 勝君
 二宮 文造君
 喜屋武眞榮君
 戸塚 進也君
 阿具根 登君

農林水産委員

農林水産委員
 山東 昭子君
 鈴木美枝子君
 中西 一郎君
 宮崎 正雄君
 初村滝一郎君
 斎藤 十朗君
 青井 政美君
 戸田 菊雄君
 野々山一三君
 最上 進君
 高橋 誉富君
 藤井 丙午君
 藤井 丙午君
 宮之原貞光君
 佐藤 隆君
 瀬谷 英行君
 和田 静夫君
 工藤 良平君
 矢原 秀男君
 須藤 五郎君
 星野 力君
 木島 則夫君
 野末 陳平君
 野末 陳平君
 案納 勝君
 二宮 文造君
 喜屋武眞榮君
 戸塚 進也君
 阿具根 登君

運輸委員

運輸委員
 山東 昭子君
 鈴木美枝子君
 中西 一郎君
 宮崎 正雄君
 初村滝一郎君
 斎藤 十朗君
 青井 政美君
 戸田 菊雄君
 野々山一三君
 最上 進君
 高橋 誉富君
 藤井 丙午君
 藤井 丙午君
 宮之原貞光君
 佐藤 隆君
 瀬谷 英行君
 和田 静夫君
 工藤 良平君
 矢原 秀男君
 須藤 五郎君
 星野 力君
 木島 則夫君
 野末 陳平君
 野末 陳平君
 案納 勝君
 二宮 文造君
 喜屋武眞榮君
 戸塚 進也君
 阿具根 登君

予算委員

予算委員
 山東 昭子君
 鈴木美枝子君
 中西 一郎君
 宮崎 正雄君
 初村滝一郎君
 斎藤 十朗君
 青井 政美君
 戸田 菊雄君
 野々山一三君
 最上 進君
 高橋 誉富君
 藤井 丙午君
 藤井 丙午君
 宮之原貞光君
 佐藤 隆君
 瀬谷 英行君
 和田 静夫君
 工藤 良平君
 矢原 秀男君
 須藤 五郎君
 星野 力君
 木島 則夫君
 野末 陳平君
 野末 陳平君
 案納 勝君
 二宮 文造君
 喜屋武眞榮君
 戸塚 進也君
 阿具根 登君

懲罰委員

懲罰委員
 山東 昭子君
 鈴木美枝子君
 中西 一郎君
 宮崎 正雄君
 初村滝一郎君
 斎藤 十朗君
 青井 政美君
 戸田 菊雄君
 野々山一三君
 最上 進君
 高橋 誉富君
 藤井 丙午君
 藤井 丙午君
 宮之原貞光君
 佐藤 隆君
 瀬谷 英行君
 和田 静夫君
 工藤 良平君
 矢原 秀男君
 須藤 五郎君
 星野 力君
 木島 則夫君
 野末 陳平君
 野末 陳平君
 案納 勝君
 二宮 文造君
 喜屋武眞榮君
 戸塚 進也君
 阿具根 登君

議院運営委員

議院運営委員
 山東 昭子君
 鈴木美枝子君
 中西 一郎君
 宮崎 正雄君
 初村滝一郎君
 斎藤 十朗君
 青井 政美君
 戸田 菊雄君
 野々山一三君
 最上 進君
 高橋 誉富君
 藤井 丙午君
 藤井 丙午君
 宮之原貞光君
 佐藤 隆君
 瀬谷 英行君
 和田 静夫君
 工藤 良平君
 矢原 秀男君
 須藤 五郎君
 星野 力君
 木島 則夫君
 野末 陳平君
 野末 陳平君
 案納 勝君
 二宮 文造君
 喜屋武眞榮君
 戸塚 進也君
 阿具根 登君

決算委員

決算委員
 山東 昭子君
 鈴木美枝子君
 中西 一郎君
 宮崎 正雄君
 初村滝一郎君
 斎藤 十朗君
 青井 政美君
 戸田 菊雄君
 野々山一三君
 最上 進君
 高橋 誉富君
 藤井 丙午君
 藤井 丙午君
 宮之原貞光君
 佐藤 隆君
 瀬谷 英行君
 和田 静夫君
 工藤 良平君
 矢原 秀男君
 須藤 五郎君
 星野 力君
 木島 則夫君
 野末 陳平君
 野末 陳平君
 案納 勝君
 二宮 文造君
 喜屋武眞榮君
 戸塚 進也君
 阿具根 登君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指
 懲罰委員 阿具根 登君
 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

名した。

大蔵委員 中西 一郎君
 同 野々山一三君
 文教委員 山東 昭子君
 同 藤井 丙午君
 同 最上 進君
 同 宮田 輝君
 同 高橋 誉富君
 同 宮之原貞光君
 同 鈴木美枝子君
 同 初村滝一郎君
 同 青井 政美君
 同 宮崎 正雄君
 同 戸田 菊雄君
 同 戸塚 進也君
 同 阿具根 登君
 同 野口 忠夫君
 同 案納 勝君
 同 二宮 文造君
 同 神谷信之助君
 同 上田耕一郎君
 同 柄谷 道一君
 同 喜屋武眞榮君
 同 工藤 良平君
 同 鈴木 一弘君
 同 野末 陳平君
 同 熊谷太三郎君
 同 瀬谷 英行君

国会法第四十
 二条第三項の
 規定によるも

した旨衆議院に通知した。
 昭和五十年年度一般会計予算
 昭和五十年年度特別会計予算
 昭和五十年年度政府関係機関予算
 同日本院は、国土総合開発審議会委員本院議員竹内藤男君の議員辞職による同審議会委員の補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員

同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
 昭和五十年年度一般会計予算
 昭和五十年年度特別会計予算
 昭和五十年年度政府関係機関予算
 去る三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
 予算委員 案納 勝君
 同 阿具根 登君
 決算委員 工藤 良平君
 懲罰委員 瀬谷 英行君
 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
 予算委員 工藤 良平君
 同 和田 静夫君
 決算委員 案納 勝君
 懲罰委員 阿具根 登君

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
 母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法案(小平芳平君外一名発議)
 去る四日内閣から、林業基本法第九條第一項の規定に基づく昭和四十九年度林業の動向に関する年次報告及び同法第九條第二項の規定に基づく昭和五十年年度において講じようとする林業施策についての文書を受領した。
 同日議長は、董必武中国全国人民代表大会常務委員会副委員長長の逝去に対して弔意を表するため、朱徳全国人民代表大会常務委員会委員長長宛、左の

同日議長は、董必武中国全国人民代表大会常務委員会副委員長長の逝去に対して弔意を表するため、朱徳全国人民代表大会常務委員会委員長長宛、左の

申電を発送した。

全国人民代表大会常務委員会副委員長董必武氏の訃報に接し、まことに哀惜の念にたえませぬ。ここにつつしんで哀惜の意を表します。

同日内閣総理大臣から議長宛、去る一日付をもつて高等海難審判庁長官愛澤新五君は退職したのでその政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

高等海難審判庁長官 保田 立男君
去る七日内閣総理大臣から議長宛、高等海難審判庁長官保田立男君(四月四日議長承認)を第七十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る八日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づき昭和四十九年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和五十年年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書を受領した。

去る十一日内閣総理大臣から議長宛、去る五日付をもつて環境庁長官官房会計課長竹谷喜久雄君は建設大臣官房付に任命されたのでその政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

去る十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

同

文教委員

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

同

文教委員

同

文教委員

同

同日ハリド・イブン・アブドル・アジズ・サウジアラビア国王から議長宛、左の謝電を接受した。ファイサル国王の薨去に対し、御懇篤なる御弔電を賜わり、心から感謝申し上げます。神の御慈悲が故国王の上にあり、天国に導かれ、貴下を不幸からお守りくださいますよう。去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 小巻 敏雄君
外務委員 野坂 参三君
文教委員 内藤 功君
社会労働委員 星野 力君
予算委員 戸塚 進也君
議院運営委員 熊谷太三郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

外務委員

文教委員

社会労働委員

予算委員

議院運営委員

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

石油開発公団法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

石油備蓄法案
同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律

国立学校設置法の一部を改正する法律

同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

海水淡水化法案(塩出啓典君外一名発議)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件

油に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めめるの件

油濁損害賠償保障法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律案

法務委員会に付託

船舶料理工士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めめるの件

社会保障の最低基準に関する条約(第百二二号)の締結について承認を求めめるの件

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件

外務委員会に付託

去る十七日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

社会保障基本法案(小平芳平君外一名発議)

母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名発議)

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

海水淡水化法案(塩出啓典君外一名発議)

去る十八日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

刑事補償法の一部を改正する法律案
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

社会保障基本法案(小平芳平君外一名発議)

母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名発議)

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

作業環境測定法案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

同日内閣から、左記の者を公共企業体等労働委員会委員に任命したので、公共企業体等労働関係法第二十条第二項の規定に基づき本院の同意を求めるとの要求書を受領した。

記

(公共企業体等労働関係法の一部改正に伴う増員)

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

作業環境測定法

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

同日内閣から、内閣の意見を添付した地方財政法第二十条の二の規定による左の意見書を受領した。

富士見市長外三市町長提出の意見書

去る二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 星野 力君

社会労働委員 山田 徹一君

同 野坂 参三君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員 野坂 参三君
社会労働委員 柏原 ヤス君
同 星野 力君

通信委員 山田 徹一君
去る二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 中沢伊登子君
社会労働委員 森下 泰君
同 柄谷 道一君
同 小笠 公韶君
同 矢野 登君

同 佐藤 信二君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員 柄谷 道一君
社会労働委員 小笠 公韶君
同 中沢伊登子君
同 森下 泰君
同 佐藤 信二君

同 矢野 登君
同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 高橋 邦雄君
大蔵委員 野坂 参三君
社会労働委員 中西 一郎君
農林水産委員 星野 力君
同 青井 政美君
同 園田 清充君
同 平泉 涉君
同 鈴木 省吾君
同 上條 勝久君
同 坂野 重信君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

建設委員 坂野 重信君
同 青井 政美君
同 星野 力君
同 鈴木 省吾君
同 野坂 参三君
同 高橋 邦雄君
同 上條 勝久君
同 坂野 重信君
同 中西 一郎君
同 園田 清充君
同 平泉 涉君

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 柄谷 道一君
社会労働委員 小笠 公韶君
同 中沢伊登子君
同 森下 泰君
同 佐藤 信二君

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 柄谷 道一君
社会労働委員 小笠 公韶君
同 中沢伊登子君
同 森下 泰君
同 佐藤 信二君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

運輸委員 矢野 登君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件
議決報告書
閣税及び貿易に関する一般協定の議許表の変更に関する第二確認書の締結について承認を求めるの件
議決報告書
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、オーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を支給する等を行うとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行に要する経費として昭和五十年年度一般会計予算(厚生本官所管)に七十三億四千六百六十五万二千元が計上されている。
国債の償還分については、昭和五十年年度以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に特別弔慰金として総額二千二百四十八億円、特別給付金として総額二億四千五百五十万円が計上される見込みである。

附帯決議
政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一、一般戦災者に対し、戦時災害によつて身体に障害を受けた者及び死亡した者に関する援護の検討を目的として、その実態調査を実施すること。

一、警防団員等に対する援護法上の取扱については、戦後相当期間経過していることにかんがみ、その認定方法等について弾力的に運用するよう配慮すること。

一、最近の急激な物価の上昇及び国民の生活水準の著しい向上にみあつて、援護の水準を更に引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の高齢化の現状にかんがみ、一層の優遇措置を講ずること。

一、戦傷病者に対する障害年金等の処遇については、更にその改善に努めること。

一、生存未帰還者の調査については、更に関係方面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期すること。

一、戦没者等の遺骨の収集については、更に積極的に推進すること。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、日華事変以後に死亡し

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十五日
社会労働委員長 山崎 昇
参議院議員 河野 謙三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、日華事変以後に死亡し

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十五日
社会労働委員長 山崎 昇
参議院議員 河野 謙三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、日華事変以後に死亡し

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年四月二十五日 参議院會議録第十一号 議長の報告事項

一、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の処遇の改善をはかること。
右決議する。

審査報告書

相統税法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十五日
大蔵委員長 松垣徳太郎
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における相統税及び贈与税の負担の状況にかえりみ基礎控除額の引上げ、税率の調整等によりその負担の軽減を図るとともに、配偶者に対する相統税負担の軽減措置を拡充するほか、特別障害者に対する贈与税の非課税措置を創設し、相統税の延納制度を拡充しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行なつた。

費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和五十年年度約五百七十億円である。

附帯決議

政府は、左記事項の推進に努めるべきである。
一、相統税課税の本来の趣旨に則り、税率及び課税最低限について引き続き検討を行なうこと。
二、公益事業用財産に対する課税については、相統税の非課税財産規定に従い、現状において明確を欠く個人立公益事業用財産につき、必要な制限を付した上、特別の措置を講ずること。
三、相続後引き続き用供する中小企業者の事業用財産、標準的な居住用財産は、相統税課税によりその維持に困難をきたしている現状にかえりみ、土地評価についての改善等の配慮を行なうこと。
右決議する。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十五日
法務委員長 多田 省吾
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、簡易裁判所判事及び裁判官以外の裁判所の職員を改めようとするものであつて、妥当な措置と認める。
二、費用
本法施行に伴う経費として、昭和五十年年度一般会計予算に七千三十八万五千円が計上されている。

審査報告書

下水道事業センター法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十五日
建設委員長 小野 明
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方公共団体からの下水道の根幹的施設の建設委託の増大に対処すること等により下水道の整備の一層の促進を図るため、下水道事業センターの機構を拡充して日本下水道事業団とし、地方公共団体の委託に基づき終末処理場等の維持管理を行うことを業務に追加しようとするものであつて、妥当な措置と認め

費用

なお、別紙の附帯決議を行つた。
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、下水道の整備が、公共用水域の水質保全及び都市環境の整備等のため特に緊急を要することにかんがみ、次の事項について、所要の措置を講ずべきである。

一、水は有限の資源であることを認識して、公共用水域の水質保全と水資源の高度利用を図るため、三次処理水を河川等の公共用水域に還元し、環境の改善に努めるとともに、処理水を雑用水、工業用水に再利用する等、総合的な水管理システムを確立し、水の循環利用のサイクル化による合理的な水使用の推進を図ること。

二、下水の三次処理及び汚泥処理の高度化等に関する新技術の開発及び実用化を促進するとともに、水質汚濁の進行の著しい人口等の集積した地域及び先行的に水質の保全を図るべき閉鎖水域等については、地域の実情に即応した三次処理を実施すること。

三、立ち遅れの著しい下水道整備を積極的に推進するため、七大都市、一般都市の別なく、補助対象範囲の拡大を図ること及び地方債を拡充することに努め、受益者負担金制度の運用等について検討し、その改善に努めること。

四、終末処理場の建設にあつては、施設の美観、緑化等に配慮するとともに、周辺環境との調和を図るため、緑地、広場等のオープンスペースを確保し、公園化する等の施策を講ずること。

五、有害物質を含む工場排水の下水道への流入の規制を強化するとともに、水質汚濁の一因となる合成洗剤の中の燐等の低減について指導すること。

六、法案第二十六条第二項中「特別の事情」は、水質環境基準が定められていない場合であつて、急速に水質悪化のおそれのあるとき、災害発生のとき等環境保全上特に必要のある場合に限られるものと解し、運用すること。
右決議する。

第九号(その一)中正誤

ベシ 段行 誤
一三 一七 次いが 正
一四 四 終わり 議決を採決
一五 二 附帯決議 附帯決議案

第十号中正誤

ベシ 段行 誤
三三 三九 マム ナシヨナルミ 正
三五 四一 マム ナシヨナルミ
三八 二九 千五百五十六億円 千五百五十六億円
三九 三九 あり方に あり方を

定価 一部一〇円

発行所

東京都港区赤坂東町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(天代)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可